令和7年度

業務概要

(令和6年度実績)

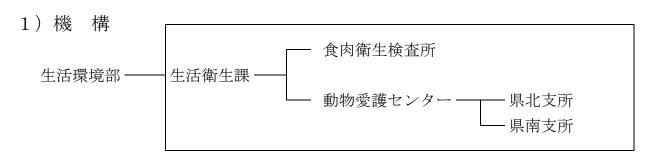
秋田県生活環境部生活衛生課

目 次

第	1	表	機構及び事務分掌	- 1
	// -1		the at M	
	《生	活	新生》 大針 秋田県生活衛生適正化審議会委員名簿 クリーニング師試験委員名簿 生活衛生関係営業施設数(市町村別) 生活衛生関係営業施設数(保健所) 生活衛生関係営業施設の許可・確認・承認件数 生活衛生関係営業施設監視指導件数 理容師・美容師・クリーニング師従事者数 クリーニング師試験の実施状況 生活衛生関係同業組合及び組合員数 日本政策金融公庫資金の申込・貸付状況 墓地、火葬場及び納骨堂の施設数 公衆浴場入浴料金の改定状況 家庭用品の試買検査状況 遊泳用プール施設数 遊泳用プール施設数 遊泳用プール施設監視指導件数 	
事	務事業	美実施	:方針	- 3
第	2	表	秋田県生活衛生適正化審議会委員名簿	- 5
第	3	表	クリーニング師試験委員名簿	. 5
第	4	表	生活衛生関係営業施設数(市町村別)	- 6
第	5	表	生活衛生関係営業施設数(保健所)	7
第	6	表	生活衛生関係営業施設の許可・確認・承認件数	8
第	7	表	生活衛生関係営業施設監視指導件数	- 6
第	8	表	理容師・美容師・クリーニング師従事者数	1 (
第	9	表	クリーニング師試験の実施状況	1 (
第	1 0	表	生活衛生関係同業組合及び組合員数	1 1
第	1 1	表	日本政策金融公庫資金の申込・貸付状況	1 2
第	1 2	表	墓地、火葬場及び納骨堂の施設数	1 3
第	1 3	表	公衆浴場入浴料金の改定状況	1 4
第	1 4	表	家庭用品の試買検査状況	1 4
第	1 5	表	遊泳用プール施設数	1 4
第	1 6	表	遊泳用プール施設監視指導件数	1 4
第	1 7	表	特定建築物施設数	1 5
第	1 8	表	特定建築物監視指導件数	1 5
第	1 9	表	遊泳用プール施設数 遊泳用プール施設監視指導件数 ************************************	1 5
	《徻	: 品 (の安全・安心》	
事	務事業			16
	1/2 2. \(\)	くノくルビ	170 21	
笛	20 - 1	表	堂 業 施 設 数 (旧 食 品 衛 生 法 に 其 づ く 許 可 を 要 す ろ 施 設)	1 7
	20-1 $20-2$		営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)	1 7 1 8
第	20-2	表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)	1 7 1 8
第 第	20-2 2 1	表 表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数	
第第第	20-2 2 1 22-1	表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)	2 0
第第第第	20-2 21 22-1 22-2	表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)	2 0 2 1
第第第第第	20-2 2 1 22-1 22-2 2 3	表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)	2 0 2 1 2 2
第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1	表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 品出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2 直点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2	2 0 2 1 2 2 2 3
第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2	表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4
第第第第第第第	$ \begin{array}{c} 20 - 2 \\ 2 1 \\ 22 - 1 \\ 22 - 2 \\ 2 3 \\ 24 - 1 \\ 24 - 2 \\ 2 5 \end{array} $	表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 2 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 2	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5
第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26	表表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5
第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27	表表表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7
第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28	表表表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 7 2 8
第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29	表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(協正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 塩点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 2 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査) 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2 0 12 1 2 2 3 3 4 4 5 2 6 7 6 8 7 8 8 9 9 9
第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30	表表表表表表表表表表表表	営業施設数(母正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 居出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 堂業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(商出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 日本CCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査)	2 0 12 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7 2 8 3 0
第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31	表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(母正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 居出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 堂業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(商出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 日本CCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査)	2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7 3 0 3 1
第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32	表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(特殊検査)	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33	表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(日食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査違反内訳	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(は正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(属出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(収去検査) 行政検査実施状況(将殊検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査違反内訳 行政検査違反内訳	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(は正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(属出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(収去検査) 行政検査実施状況(将殊検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査違反内訳 行政検査違反内訳	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 435 36	表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(は正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(属出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(総括) 違反食品等の発見状況(収去検査) 行政検査実施状況(将殊検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査違反内訳 行政検査違反内訳	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 435 36 37	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(日食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(現場検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査実施状況(食中毒等の原因究明検査) 食中毒発生状況(総括) 秋田県食中毒一覧	2 0 0 2 1 2 2 2 3 2 2 2 4 2 2 5 3 3 1 2 2 2 3 3 3 4 3 3 5 6 3 3 7 3 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 435 36 37 38	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 届出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設監視指導状況 (届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 (届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 (基別の監視指導状況 (基別の監視指導状況 (基別の監視指導状況 (表話) 違反食品等の発見状況(総話) 違反食品等の発見状況(総話) 行政検査実施状況(終活) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査実施状況(食中毒等の原因究明検査) 食中毒発生状況(総話) 秋田県食中毒一覧 行政処分等措置状況 衛生教育等実施状況	2 0 0 2 1 2 2 2 2 3 2 2 2 2 3 2 2 2 3 3 3 3 3
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 温出施設数 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 望業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(個出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 (届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 (届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 基内 A C C P に基定 管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等発見届出状況(総括) 違反食品等の発見状況(規場検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査実施状況(特殊検査) 行政検査実施状況(食中毒等の原因究明検査) 食中毒発生状況(総括) 秋田県食中毒一覧 行政処分等措置状況 衛生教育等実施状況 衛生教育等実施状況	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	$ \begin{array}{c} 20 - 2 \\ 21 \\ 22 - 1 \\ 22 - 2 \\ 23 \\ 24 - 1 \\ 24 - 2 \\ 25 \\ 26 \\ 27 \\ 28 \\ 29 \\ 30 \\ 31 \\ 32 \\ 33 \\ 34 \\ 35 \\ 36 \\ 37 \\ 38 \\ 39 \\ 40 \\ \end{array} $	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(届出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況	2 0 0 2 1 2 2 2 3 4 2 2 5 6 2 2 7 8 2 2 3 3 3 3 4 5 3 3 5 6 3 7 3 8 9 6 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	20-2 21 22-1 22-2 23 24-1 24-2 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 居出施設数 営業前可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 重点監視対象施設等に対する監視状況 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(成正食品衛生法に基づく許可を要する施設) 施設の監視指導状況(居出施設) 重点監視対象施設監視指導状況 HACCPに基づく衛生管理を実施する営業施設等の監視指導状況 違反食品等の発見ば、(親検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(収去検査) 行政検査実施状況(終括) 行政検査実施状況(終析) 行政検査実施状況(終析) 状況(終析) 状況(終析) 行政検育等進状況(終析) 秋田県食中毒一覧 行政処分等措置状況 衛生教育等実施状況 製菓衛生師武験等実施状況 製菓衛生師免許申請等状況 製菓衛生師免許申請等状況 食品衛生管理者設置状況	2 0 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

络	1	3	表	自主管理推進状況	4	9
第				自主管理推進状況		
第	4		表	食中毒警報発令状況	4	
第	4		表	と畜場設置状況	4	
第		6	表	と畜検査実施状況(畜種別)	4	
第	4		表	と畜検査に基づく措置状況(畜種別) 精密検査実施状況	4	
第	4		表		4	
第	4	9	表	と畜場の衛生管理に関する検査(ふきとり検査等)	4	
第	5	0	表	食肉等モニタリング検査実施状況	4	
第	5	1	表	大規模食鳥処理場検査·処分状況 ·····	4	9
第	5	2	表	食肉等モニタリング検査実施状況 大規模食鳥処理場検査・処分状況 認定小規模食鳥処理場措置状況	4	9
第	5	3	表	食鳥処理確認状況(食鳥別)	5	0
第	5	4	表	食鳥処理衛生管理者設置状況	5	0
第	5	5	表	死亡獣畜取扱場等施設数及び監視指導状況	5	1
第	5	6	表	死亡獣畜取扱場等施設数及び監視指導状況死亡獣畜取扱場利用状況	5	2
第	5	7	表	畜舎等施設数(指定区域内)及び行政処分等	5	3
第	5	8	表	秋田県食品安全推進委員会の構成機関	5	4
第	5	9	表		5	5
第	6	0		秋田県食品安全推進委員会委員名簿	5	
第	6	1	表	秋田県食品安全推進委員会委員名簿 食品安全地域懇談会の開催状況 食品表示110番受付実績	5	
第	_	2	表	食品表示 1 1 0 番受付実績	5	
第		3	表	合同調査件数及び指導件数	5	
>1 3			1			Ü
	- //	/ XT	十一一	子に 動物の感謝なび祭理》		
				予防、動物の愛護及び管理》	_	_
	务事	丰業	実施方	予防、動物の愛護及び管理》	5	
第	务 6	事業 4	実施方 表	予防、動物の愛護及び管理》 針	6	O
第第	务 6 6	事業 4 5	実施方 表 表	針	6 6	0 1
第第第	务 6 6	事業 4 5 6	実施方 表 表 表	針	6 6 6	0 1 2
第第第第	务 6 6 6	事業 4 5 6 7	実施方 表 表 表 表	針	6 6 6	0 1 2 3
第第第第第	务66666	事業 4 5 6 7 8	寒表表表表表	針	6 6 6 6	0 1 2 3 4
第第第第	务66666	事業 4 5 6 7	実施方 表 表 表 表	針	6 6 6 6 6	0 1 2 3 4 5
第第第第第	等666666	事業 4 5 6 7 8	寒表表表表表	針	6 6 6 6 6 6	0 1 2 3 4 5 6
第第第第第第	等666666	事業 4 5 6 7 8 9 0	実表表表表表表	針	6 6 6 6 6	0 1 2 3 4 5 6
第第第第第第第	务66666677	事業 4 5 6 7 8 9 0	実表表表表表表表	針	6 6 6 6 6 6	$ \begin{array}{c} 0 \\ 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \\ 6 \\ 7 \end{array} $
第第第第第第第	务666666777	事45678901) 実表表表表表表表表 方	針	6 6 6 6 6 6 6	$ \begin{array}{c} 0 \\ 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \\ 6 \\ 7 \\ 8 \end{array} $
第第第第第第第第第	务6666667777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2	実表表表表表表表表表 施	針	6 6 6 6 6 6 6 6	$ \begin{array}{c} 0 & 1 & 2 & 3 \\ 4 & 5 & 6 & 7 & 8 & 9 \end{array} $
第第第第第第第第	务6666667777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	実表表表表表表表表表表 施	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	$ \begin{array}{c} 0 & 1 & 2 & 3 & 4 \\ 2 & 3 & 4 & 5 & 6 & 7 & 8 & 9 \\ 8 & 7 & 8 & 9 & 9 & 6 \end{array} $
第第第第第第第第第第第第	务666666777777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	実表表表表表表表表表表表 施	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	012345678990
第第第第第第第第第第第第	务666666777777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	実表表表表表表表表表表表 施	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 7	012345678990
第第第第第第第第第第第第	务6666667777777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	実表表表表表表表表表表表表表 施 方	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 7	012345678990
第第第第第第第第第第第第	第6666667777777	事4567890123456 大	寒表表表表表表表表表表表表	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	0123456789900
第第第第第第第第第第第第 事	86666667777777	事 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 八本	実表表表表表表表表表表表 寒施方	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	0123456789900
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	86666667777777	事4567890123456 水業7	実表表表表表表表表表表表 実表施 施方	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	0123456789900 12
第第第第第第第第第第第 事第第	第6666667777777 《等77	事4567890123456 水業78	実表表表表表表表表表表表 寒表表施 施友	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	0123456789900 123
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	第6666667777777 《第777	事4567890123456 水業7	実表表表表表表表表表表表 実表施 施方	針	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7	0123456789900 1233

第1表 機構及び事務分掌



令和6年度まで動物愛護センターと県内7保健所の環境指導課が行っていた狂犬病予防業務等を 令和7年度より動物愛護センターと新設した県北支所、県南支所に移管・集約している。

2)職員配置

区	区 分 課長		チームリータ゛ー	専門員	主査	主任	技師	計
生活衛	生活衛生課 1		2	1	4	2	3	13

区分	所長	次長	チームリータ゛ー	専門員	副主幹	主任	技師	計
食肉衛生								
検査所	1	1	2	1	2	3	1	1 1

	区	分	所長	次長	チームリータ゛ー	専門員	主査	主任	技師	技能 主任	計
ŀ	動物質	愛護									
	動物愛護センター		1	1	2 (※)	3	1	1	3	2	1 3

※チームリーダーのうち1名は次長と兼務

区 分	支所長	チームリータ゛ー	専門員	技師	計
県北支所	1	1	1	4	7

区	分	支所長	チームリータ゛ー	シニアエキスハ゜ート	主査	主任	技師	計
県南	県南支所		1	1	1	1	1	6

3) 事務分掌

課名	班名		分 掌 事 務
		1	人事服務に関すること
	総務チーム	2	職員研修に関すること
	TEL 018-860-1512	3	給与、旅費、福利厚生に関すること
	(県民生活課)	4	予算、決算、歳入、歳出に関すること
		5	物品に関すること
		1	課の調整事務に関すること
		2	生活衛生関係営業六法に関すること
		3	遊泳用プールに関すること
		4	住宅宿泊事業法に関すること
	調整・生活衛生・	5	家庭用品の安全確保に関すること
	水道チーム	6	建築物の衛生的管理に関すること
	TEL 018-860-1592	7	クリーニング師の試験・免許に関すること
生活衛生課		8	秋田県生活衛生営業指導センターに関すること
		9	生活衛生関係営業の振興に関すること
		10	生活衛生同業組合の指導に関すること
		11	衛生害虫に関すること
		12	秋田県水道ビジョンに関すること
		13	秋田県水道広域化推進プランに関すること
		14	水道施設整備に係る技術的助言・指導に関すること
		15	水道事業認可等に関すること
		16	生活基盤施設耐震化等交付金等に関すること
		1	食品衛生に関すること
		2	と畜場及び食肉衛生検査に関すること
		3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること
	食品安全•	4	化製場及び死亡獣畜処理に関すること
	動物愛護チーム	5	製菓衛生師の試験免許に関すること
	TEL 018-860-1593	6	食品の安全安心に関すること
		7	県食品安全推進委員会の事務に関すること
		8	食品表示に関すること
		9	国及び各自治体との連携に関すること
		10	食品安全に係る庁内関係部局との連絡調整
		11	狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること

F A X : 018-860-3856 E-mail : Seikatsueiseika@pref.akita.lg.jp

生 活 衛 生

事務事業実施方針(生活衛生)

1 生活衛生同業組合に対する指導

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、理容、美容、クリーニング、興行、麺類飲食、飲食業、社交飲食業、旅館ホテル、鮨商、喫茶飲食、食肉、中華飲食業の12業種について生活衛生関係営業者の同業組合が組織されている。これら組合の振興の計画的推進、経営の健全化について指導を行う。

2 公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターの充実強化

生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター(以下「生活衛生営業指導センター」という。)が行う相談指導その他事業に対して助成し、その充実強化に努める。

※ 日本政策金融公庫による生活衛生営業者への一般貸付のうち、500万円を超える融資を受ける ためには県の推薦が必要であり、委託先の生活衛生営業指導センターが推薦事務を行っている。 なお、貸付利率は、金融情勢によって改定されている。

3 生活衛生関係営業施設の監視指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所の各施設について、計画的に監視 指導を行うとともに、公衆浴場の水質検査を行う。また、レジオネラ症防止対策として、行政検 査を実施するとともに、自主検査の徹底について指導を行う。

4 クリーニング師試験の実施

「クリーニング業法」に基づき、毎年1回、クリーニング師試験を実施する。

5 公衆浴場(銭湯)入浴料金統制額の指定

物価統制令に基づき、知事が統制額(最高限度額)を指定する。 (参考)現行料金(平成31年1月~) 大人460円、中人130円、小人90円

6 家庭用品の安全対策

「家庭用品規制に係る監視指導要領」に基づき、保健所が家庭用品を試買し、県健康環境センターが検査を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による県民の健康被害の防止に努める。

7 遊泳用プールの衛生指導

平成22年8月12日から施行した改正「秋田県遊泳用プール衛生管理等指導要綱」に基づき、 遊泳用プールの衛生と安全が図られるよう管理者等を指導するとともに、水質検査を実施してプ ール水の衛生的な維持管理を図る。

8 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく事業の登録

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生上の維持管理を 行う事業者が一定の物的・人的基準を満たす登録を受けることにより、建築物における衛生的 における衛生的な環境の確保を図る。(登録の有効期間は6年間)

(参考) 登録業種の内容

- ①建築物清掃業 ②建築物空気環境測定業 ③建築物空気調和用ダクト清掃業
- ④建築物飲料水水質検査業 ⑤建築物飲料水貯水槽清掃業 ⑥建築物排水管清掃業
- ⑦建築物ねずみこん虫等防除業 ⑧建築物環境衛生総合管理業

- (参考) -

①市町村への事務権限の移譲について

県では、現在、市町村への事務移譲を進めているが、令和6年度末までの生活衛生関係 事務の移譲実績は、下表のとおりである。これにより、関係する事務は、これまでの県保 健所に代わって市町村の担当課が処理することになる。 (秋田市を除く。)

(令和6年度末現在)

所 管	管 市町村名			各法こ	ことの移譲	镁状況		
保健所		クリーニング	理容	美容	興行	旅館	公衆	特定建
							浴場	築物
大 館	鹿角市	19	19	19	×	×	×	×
	大館市	19	19	19	19	19	19	×
	小坂町	20	20	20	×	×	×	×
北秋田	北秋田市	20	20	20	20	20	20	20
能 代	能代市	17)	17)	17)	17)	17)	17)	17)
	藤里町	27)	27)	27)	27)	27)	27)	×
	八峰町	23)	23	23	23	23	23	23)
	三種町	24)	24)	24)	24	24	24)	26
秋 田	男鹿市	25)	25)	25)	24)	24)	25)	25)
中 央	潟上市	25)	25)	25)	25	25	25)	25)
大 仙	大仙市	19	19	19	19	24)	19	24)
	仙北市	23)	23	23	24)	24)	24)	23
	美郷町	23)	23	23	23	22	23	23
横手	横手市	21)	21)	21)	21)	×	×	×
湯沢	湯沢市	28	28	28	28	×	×	×
	羽後町	20	20	20	20	20	20	20
	東成瀬村	22)	22)	22	22	22	22	23)

※移譲状況欄の数字は、移譲を受け入れた年度を示します。

②墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可

墓地、火葬場及び納骨堂の経営等に係る許可については、昭和56年10月から知事の 権限を町村長に委任している。なお、市(秋田市を除く。)については、地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法 律第37号)により、平成24年4月より市の自治事務となっている。

第2表 秋田県生活衛生適正化審議会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名 等
学識経験者		
利用者·消費者 代表予定		※ 秋田県生活衛生適正化審議会を開催する必要がある 場合に公募する予定。
営業者代表		

第3表 クリーニング師試験委員名簿

任期(令和6年5月1日~令和7年4月30日)

区分	役 職 名	氏 名
	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 専務理事	大橋清志
クリーニング師	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 理事	布 谷 修
	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 監事	佐々木 陽子
行政機関	秋田県生活環境部生活衛生課 主査	鎗 目 隼 平
1〕以(茂)美	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 副主幹	佐藤ひとみ

第4表 生活衛生関係営業施設数(市町村別)

令和7年3月31日現在

		旅	館っ	トテ	ル		Ħ	具行均	3			₩.	衆	浴	場		11 ,	和7:	- U	クリー		
区分	旅館	//:\ ・ホー		簡易					,,	公	営		715	·L 私						ク		±/ -
市町村	施設数	客室数	収容定員数	農家民宿	その他	下宿	映画館	スポーツ施設	その他	— 般	その他	一般	個室付き	ヘルスセンター	サウナ風呂	スポーツ施設	その他	理容所	美容所	ソリー ニング所	取次所	施設数合計
秋 田 市	76	4,970	9,057	1	15	6	2	1	3				11	12	4	9	25	431	841	65	95	1,597
鹿角市	34	969	3,591	2	9				1		5						18	59	69	8	8	213
大館 市	29	1,189	2,523	20	9	3	2	1	1		1	2			1	1	21	149	197	13	28	478
北 秋 田 市	20	261	661	2	16						1				1		10	82	100	6	9	247
能代市	29	672	1,374	1	6	1	1		1		4	1					3	91	190	22	24	374
男 鹿 市	25	605	2,600	20		1			2								10	69	100	7	7	241
潟 上 市	13	146		2	5	1					1	1			1		1	64	86	4	9	188
由利本荘市	37	866	1,813	5	13				1		1					2	16	145	216	12	18	466
にかほ市	19	313	967	5	10						4						7	59	70	1	5	180
大 仙 市	40	937	2,189	6	9		1		5		2					1	13	240	274	18	31	640
仙北市	70	1,907	6,836	23	34				2		1						28	97	90	4	7	356
横 手 市	32	1,118	2,116	4	12	1	2		2		6						13	243	257	24	24	620
湯 沢 市	30	552	1,842	3	11						3			1			21	126	154	13	13	375
(市計)	454	14,505	35,569	94	149	13	8	2	18	0	29	4	11	13	7	13	186	1,855	2,644	197	278	5,975
小 坂 町	12	345	1,128		3		1		1								4	12	16			49
上小阿仁村	1	6	27	1	1												1	5	4		1	14
藤里町	2	34	145	8	4						2						1	5	7	1		30
八峰町	6	58	240	2	13						1						1	21	21	1		66
三 種 町	7	81	338	1	4						2					1	3	40	46	4	2	110
五 城 目 町	4	30	129	2	4												3	20	29	1	2	65
八郎潟町																		11	26			37
井 川 町				1							2							12	12		2	29
大 潟 村	1	90	314	1	1						1						2	2	3		2	13
美 郷 町	6	71	232	4	4				1		1						4	60	51	2	6	139
羽後町	1	9	61	4	5												1	34	40	2	2	89
東成瀬村	4	56	210	1	4												3	6	4			22
(町村計)	44	780	2,824	25	43	0	1	0	2	0	9	0	0	0	0	1	23	228	259	11	17	663
県 計	498	15,285	38,393	119	192	13	9	2	20	0	38	4	11	13	7	14	209	2,083	2,903	208	295	6,638
前年度合計				108 所(二·			9	2	18	0	41	5	11	14	5	13	206	2,179	2,938	219	315	6,784

※理・美容所については、移動理・美容所を除く。

第5表 生活衛生関係営業施設数(保健所)

令和7年3月31日現在

	区分			旅	館			Đ	具行均	易				公衆	浴場						クリー		
		旅食	官・ホー	テル	簡易	宿所			7		公	営		7	私	莲	Í				ク		施
	保健所・ 市町村	施設数	客室数	収容定員数	農家民宿	その他	下宿	映画館	スポー ツ施設	その他	一般	その他	一般	個室付き	ヘルスセンター	サウナ風呂	スポーツ施設	その他	理容所	美容所	リーニング所	取次所	設数合計
	大 館	46	1,314	4,719	2	12		1		2		5						22			/		90
	北 秋 田	1	6	27	1	1												1	5	4		1	14
	能代	$\overline{/}$	$\overline{\ \ }$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{/}$	$\overline{/}$	$\overline{/}$	$\overline{/}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{\ \ }$	$\overline{/}$	$\overline{/}$		$\overline{}$	$\overline{/}$	/	0
保	秋田中央	5	120	443	4	5						3						5	45	70	1	6	144
健	由利本荘	56	1,179	2,780	10	23				1		5					2	23	204	286	13	23	646
所	大 仙	/	$\overline{\ \ }$		/	$\overline{}$	$\overline{\ \ }$	$\overline{/}$	$\overline{\ \ }$	$\overline{\ \ }$	$\overline{}$	/	$\overline{}$	/		/	$\overline{/}$	$\overline{/}$		$\overline{}$	$\overline{/}$	/	0
	横手	32	1,118	2,116	4	12	1	/	$\overline{/}$	$\overline{/}$		6						13		$\overline{\ \ }$	7	$\overline{\ \ }$	68
	湯 沢	30	552	1,842	3	11						3			1			21					69
	保健所計	170	4,289	11,927	24	64	1	1	0	3	0	22	0	0	1	0	2	85	254	360	14	30	1,031

※理・美容所数については、移動理・美容所を除く。

第6表 生活衛生関係営業施設の許可・確認・承認件数

(令和6年度)

	区分		ħ	依 館	馆		興行	亍場				公务	そ 浴:	場					クリー	ニング	
		旅	簡易	宿所		地			公	営			私	営					クリ		施
	保健所 市町村	館・ホテル	農家民宿	その他	下宿	位承継承認	常設施設	仮設施設	一般	その他	一般	個室付き	セヘルスー	サウナ風呂	スポー 設 ツ	その他	理容所	美容所	リーニング所	取次所	施設数合計
	大 館	1		1																	2
	北秋田																				0
保	能 代	\angle					\angle	\angle				\angle									0
	秋田中央																	1			1
健	由利本荘	1	2	1													1	4			9
ᇎ	大 仙	\angle																			0
所	横手	1		2																	3
	湯沢					2										2					4
	保健所計	3	2	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	0	19
	秋田市	3				2								1		1	4	22		5	38
	鹿角市	\angle					\angle	\angle								\angle		2			2
	大館市		1												1			3			5
	北秋田市		2											1				2			5
	能代市	1															1	2			4
	男鹿市	2	2															1			5
	潟上市			2		1								1			1	1			6
市	大仙市			1						1						1		6			9
"	仙北市	1	3	1												1	1				7
町	横手市	/								$\overline{}$			\backslash				2	2	1		5
++	湯沢市	\angle														\angle					0
村	小坂町	\angle					\angle	\angle								\angle					0
	藤里町																				0
	八峰町			1										1							2
	三種町																				0
	美郷町																				0
	羽後町			1													1	1			3
	東成瀬村																				0
	市町村計	7	8	6	0	3	0	0	0	1	0	0	0	4	1	3	10	42	1	5	91
	合 計	10	10	10	0	5	0	0	0	1	0	0	0	4	1	5	11	47	1	5	110
	前年度合計	6	8	12	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	15	79	1	3	133

第7表 生活衛生関係営業施設監視指導件数

(令和6年度)

	区分	旅館				j	興行場	易			1	〉 衆	浴:	易					クリー	ニンク゛	
		旅	簡易	宿所			ス		公	営			私	営] 	<u> </u>	クリ		合
	保健所 市町村	館・ホテル	農家民宿	その他	下宿	映画館	ポーツ施設	その他	一般	その他	— 般	個室付き	センター	サウナ風呂	スポー 設 ツ	その他	理容所	美容所	リーニング所	取次所	計
	大館	37		4												13					54
	北秋田	L_,				L_,	L,								L,	1	L	L_,		1	2
	能代	\angle	\angle			\angle		\angle	\angle					_			\angle				0
保	秋田中央			2						1						3	1	3	2	11	23
健	由利本荘	5	4	1												9	1	4	15		39
所	大 仙	\angle	\angle		\angle	\angle		\angle	\angle	\angle		\angle	\angle	_		\angle	\angle	\angle	\angle	\angle	0
	横手	13		4		\angle		\angle		1						13	\angle	\angle		\angle	31
	湯沢	18								1						13					32
	保健所計	73	4	11	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	52	2	7	17	12	181
	秋田市	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	2	2	6	37	54	4	5	134
	鹿角市	\angle	\angle			\angle		\angle	\angle	\angle				_		\angle	13	15	0	0	28
	大館市		1												1	4		3	1		10
	北秋田市	10	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	24	21	1	0	73
	能代市	2		1													1	2			6
	男鹿市	2	2															1			5
	潟上市			2						1	1			1		1	10	10	1		27
	大仙市	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	141	78	0	0	227
市	仙北市	17	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	55	21	1	0	100
町	横手市	\angle	\angle							\angle				_	\angle	\angle	2	2	1		5
村	湯沢市	\angle				0	0	0								\angle	0	0	0		0
	小坂町	\angle				\angle								_		\angle	0	0	0	0	0
	藤里町	3	6	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	5	7	0	0	26
	八峰町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町			1													1	1			3
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村計	45	14	15	0	0	0	0	0	4	1	11	3	5	3	27	289	215	9	5	646
	合 計	118	18	26	0	0	0	0	0	7	1	11	3	5	3	79	291	222	26	17	827
	監視指導率(%)	23.7	15.1	13.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.4	25.0	100.0	23.1	71.4	21.4	37.8	14.0	7.6	12.5	5.8	12.5
	前年度計	66	8	18	1	0	0	0	1	8	1	11	5	3	0	67	92	181	7	4	473
	前年度監視指導率(%)	13.1	7.4	9.8	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	19.5	20.0	100.0	35.7	60.0	0.0	32.5	4.2	6.2	3.2	1.3	7.0

(注) 監視指導率(%)=監視指導件数÷営業施設数×100

第8表 理容師・美容師・クリーニング師従事者数 ^{令和7年3月31日現在}

					1	<u> 7年3月31日現在</u>
	保健所・	市町村	区分	理容師数(人)	美容師数(人)	クリーニング師数 (人)
	大		館			
	北	秋	田	7	5	
	能		代			
保	秋	田「	中 央	74	86	2
健	由	利る	本 荘	284	405	27
所	大		仙			
	横		手			
	湯		沢			
	保	健亨	听 計	365	496	29
	秋	田	市	693	1,555	109
	鹿	角	市	84	92	12
	大	館	市	203	314	21
	北	秋 E	田市田	115	132	11
	能	代	市	143	312	35
	男	鹿	市	97	141	14
	澙	上	市	84	112	7
市	大	仙	市	308	410	26
	仙	北	市	129	114	4
町	横	手	市	330	411	40
村	湯	沢	市	177	210	43
''	小	坂	町	20	17	
	八	峰	町	27	24	
	Ξ	種	町	50	53	6
	藤	里	町	6	7	1
	美	郷	町	75	59	2
	羽	後	町	54	45	2
	東		頼村	6	4	
	市	町	讨 計	2,601	4,012	333
	合		計	2,966	4,508	362
	前	年 度	合 計	3,098	4,539	375

第9表 クリーニング師試験の実施状況

年度 区分	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
令和6年度	19	17	10	58.8
令和5年度	25	23	13	56.5
令和4年度	17	17	11	64.7
令和3年度	28	25	6	24.0
令和2年度	30	29	11	37.9

第10表 生活衛生関係営業組合及び組合員数

令和7年3月31日現在

超台 区分	含(施設)	宿・下宿除く) (簡	興行場(映画館)	理容	美容	クリーニング	類・鮨) 中華・社交・麺 飲食関係(飲食・	食 肉	合計
施影	设数	498	9	2,083	2,903	208	8,042	329	14,072
組合	員 数	180	6	521	534	68	558	19	1,886
加入率	፤[%]	36.1%	66.7%	25.0%	18.4%	32.7%	6.9%	5.8%	13.4%
	施設数	503	9	2,179	2,938	219	8,160	361	14,369
前年度	組合員	185	6	580	565	78	579	20	2,013
	加入率	36.8%	66.7%	26.6%	19.2%	35.6%	7.1%	5.5%	14.0%

飲食関係施設数:飲食店営業のうち、旅館、自動販売機、移動販売車、露天営業を除く許可施設

喫茶施設数: 喫茶店営業のうち、自動販売機、移動販売車、露天営業を除く許可施設

食肉施設数:食肉販売業のうち、移動販売車、包装肉販売業を除く許可施設

第11表 日本政策金融公庫資金の申込・貸付状況

<一般貸付(理事・知事推薦書交付関係分)>

令和6年度 (単位:千円)

						(单位:十门)
	区	分	申	込	貸	付
業	種	/	件 数	金 額	件 数	金 額
理		容	1	7,000	1	7,000
美		容	1	23,500	1	23,500
ク	リーニン	グ				
興	行	場				
旅		館	1	20,000	1	20,000
食		肉				
	鮨					
社	交 飲	食				
飲	食 店 営	業	2	14,500	2	14,500
め	ん 類 飲 食	業				
中		華				
	合 計		5	65,000	5	65,000
	令和5年度		2	18,780	2	18,780
	令和4年度		2	71,200	4	59,700
	令和3年度		0	0	0	0
	令和2年度		2	35,000	2	35,000
	令和元年度		4	33,600	4	33,600

生活衛生関係営業経営改善貸付<小企業等設備改善資金特別貸付>

令和6年度 (単位:壬円)

						(単位:十円 <u>)</u>
	区	分	申	込	貸	付
業	種		件 数	金 額	件 数	金 額
理		容	6	29,350	6	29,350
美		ぬ	1	2,000	1	2,000
ク	リーニン	グ	2	14,500	2	14,500
興	行	場				
旅		館	2	7,000	2	7,000
食		肉				
	鮨		1	10,000	1	10,000
社	交 飲	食	1	2,000	1	2,000
飲	食 店 営	業	8	29,800	8	29,800
め	ん 類 飲 食	業	14	69,620	14	69,620
中		華				
	合 計		35	164,270	35	164,270
	令和5年度		31	139,930	31	139,930
	令和4年度		40	182,870	40	181,170
	令和3年度		34	153,950	34	153,950
	令和2年度		81	376,930	81	376,930
	令和元年度		71	341,350	71	338,580

第12表 墓地、火葬場及び納骨堂の施設数

令和7年3月31日現在

区分		 墓 地		<u> </u>	<u>∶3月31日現在</u> ┃
			_	火 葬 場	納骨堂
市町村	公営	その他	計		
秋 田 市	4	1,048	1,052	1	2
鹿角市	54	362	416	1	4
大館市	4	295	299	1	
北秋田市	4	170	174	2	
能 代 市	15	181	196	1	7
男 鹿 市		288	288	1	2
潟 上 市	23	99	122	1	3
由利本荘市	4	1,356	1,360	4	1
にかほ市	2	206	208	2	
大 仙 市	121	2,939	3,060	1	3
仙北市	5	619	624	2	
横手市	193	1,846	2,039	3	2
湯沢市	1	524	525	1	1
(市計)	430	9,933	10,363	21	25
小 坂 町		71	71		1
上小阿仁村	28	2	30		
藤里町	1	126	127	1	
八峰町	4	63	67		
三種町	55	186	241	1	
五城目町	88	18	106	1	
八郎潟町	2	37	39		
井 川 町	28	23	51		
大 潟 村	1		1		
美 郷 町	8	1,710	1,718	1	
羽後町	59	167	226		
東成瀬村		33	33		
(町村計)	274	2,436	2,710	4	1
県 計	704	12,369	13,073	25	26
前年度計	704	12,369	13,073	25	25

第13表 公衆浴場入浴料金の改定状況

(単位:円)

					(十四:17
区分		入浴料	金(円)		備考
改定年月日	大人	中人	小人	洗髪料	1)用 行
昭和55年12月5日	180	90	60		・「大人」は、12歳以
昭和57年1月7日	200	90	60	50	上の者
昭和59年5月1日	220	100	70	50	・「中人」は、6歳以上
昭和61年7月5日	230	110	80	60	12歳未満の者 ・「小人」は、6歳未満
平成2年5月1日	260	110	80	50	の者
平成6年4月1日	320	130	90	廃止	
平成12年4月1日	360	130	90	_	年4月1日で廃止
平成31年1月1日	460	130	90	_	

[※] 公衆浴場老人福祉入浴事業補助金は、平成11年度で事業廃止。

第14表 家庭用品の試買検査状況

			令和6	6年度	前年	F度	
検査有害物質	家庭用品種別	基準値	検査検 体数	基準違 反件数	検査検 体数	基準違 反件数	
ホルムアルデヒド	乳幼児用繊維製品	不検出	15		15		
トリクロロエチレン	家庭用洗浄剤	0.1 W/W%以下					
テトラクロロエチレン	家庭用エアロゾル製品	0.1 W/W%以下					
メタノール	家庭用エアロゾル製品	5.0 W/W%以下					
	合 計						

第15表 遊泳用プール施設数

令和7年3月31日現在

区分	健所	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計	秋田市	合計	前年度合計
公	宮	3	2	2			2	2		11	6	17	10
民	営			1		2	1	1	1	6	5	11	16
言	†	3	2	3		2	3	3	1	17	11	28	26

^{※「}秋田県遊泳用プール衛生管理等指導要綱」第2条に規定するもの。

第16表 遊泳用プール施設監視指導件数

(令和6年度)

保健所	大	北秋	能	秋田	由利	大	横	湯	計	秋田	合	前年度
区分	館	く 田	代	中央	本 荘	仙	手	沢	пІ	計	計	户 合 計
監 視 指 導 件 数	1	2	1		1	1	1		7	10	17	17

第17表 特定建築物施設数

令和7年3月31日現在

		_		佰	健	沂	-								市	町	村							
保健所 市町村 施設	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大 仙	横手	湯沢	保健所計	秋田市	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市	大仙市	仙北市	八峰町	三種町	美郷町	羽後町	東成瀬村	市町村計	合計	前年度合計
興行場	2				1		1	2	6	4		1	2			1						8	14	14
百貨店				1		\setminus	1	1	3	3												3	6	6
集会場	5						4	1	10	13					6			1				20	30	31
図書館							1		1	2	1											3	4	3
博物館	1								1	1					1							2	3	3
美術館							2		2	1												1	3	3
遊技場							1		1	4												4	5	5
店舗	14			1	3		12	1	31	51	3	11	1	1	10	1			1	1		80	111	111
事務所	6			1	6		7	1	21	77	2	7	1	2	6	1			1	1		98	119	117
学校	3			1	6		7	4	21	15	1	2		1	3	2			2			26	47	46
旅館	19			1	9		5	4	38	23		2	5		4	4						38	76	77
その他				1					1	4		2										6	7	7
計	50	0	0	6	25		41	14	136	198	7	25	9	4	30	9	0	1	4	2	0	289	425	423

[※]特定建築物とは、特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物。ただし、学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000㎡以上のもの。※旅館とは旅館業法第二条第一項に定義する施設。

第18表 特定建築物監視指導件数

令和6年度

				(R健F	听									ī	丁町村	नं							
保健所市町村施設	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	保健所計	秋田市	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市	大仙市	仙北市	八峰町	三種町	美郷町	羽後町	東成瀬村	市町村計	合計	前年度合計
興行場	1								1													0	1	2
百貨店									0													0	0	1
集会場	1								1													0	1	5
図書館									0													0	0	0
博物館									0													0	0	0
美術館									0													0	0	0
遊技場									0													0	0	0
店舗					1		1		2													0	2	0
事務所								1	1													0	1	3
学校									0													0	0	0
旅館	7			1	2			1	11							1						1	12	8
その他									0													0	0	0
計	9	0	0	1	3		1	2	16	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	17	19

第19表 建築物衛生法に基づく登録事業者数

令和7年3月31日現在

保健所業種	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	合 計	前合 年計
建築物清掃業	3		2	15	3	1	1	3	28	28
空気環境測定業	1			4			1	1	7	7
空気調和ダクト清掃業				3					3	3
飲料水水質検査業				5					5	5
飲料水貯水槽清掃業	9	1	4	30	3	6	4	3	60	62
排水管清掃業	3		1	8	1	3	1	1	18	19
ねずみこん虫等防除業	5		1	21	1	1	2		31	32
環境衛生総合管理業	3		2	20	1	1			27	29
計	24	1	10	106	9	12	9	8	179	185

食品の安全・安心

事務事業実施方針(食品安全)

1. 食品衛生関係

食品衛生法第24条の規定に基づく「令和6年度秋田県食品衛生監視指導計画」を定め、 業務を推進する。

(1) 食品営業施設等の監視指導

食品供給行程の各段階において、重点的な監視項目を設定し、監視指導を実施する。

また、高度な処理技術を要する食品の製造施設、食品による事故の発生頻度の高い施設、食品の流通拠点となる施設等を「重点監視対象施設」に設定し、効率的な監視指導を実施するとともに、特別監視期間を設け監視指導の強化を図る。

さらに、食品衛生法に基づく成分規格、食品添加物、残留農薬等の分析を実施することにより、食品衛生法違反の食品が流通することがないよう指導する。

(2) 食肉・食鳥肉検査関係

食肉の安全性を確保するため、食肉衛生検査所がと畜検査を実施するとともに、と畜場に対 しHACCPに基づく衛生管理の周知徹底を図る。

また、食鳥肉については、食肉衛生検査所による食鳥検査の実施や食鳥処理施設の衛生管理 を指導するとともに、認定小規模食鳥処理施設に対しては、確認規程に基づく異常の有無の確 認について、食鳥処理衛生管理者への技術的指導・助言を行う。

(3) 自主的衛生管理の推進

営業者自身による自主的衛生管理の一環として、食品衛生推進員による飲食店や販売店などの巡回指導を(公社)秋田県食品衛生協会に委託して実施する。

また、食品衛生に関する研修会やホームページなどを活用し、食品衛生知識の普及を推進する。

2. 化製場関係

化製場の衛生管理の徹底を図るとともに、死亡獣畜取扱場等に対しては、適正な処理を 指導する。

3. 食品安全·安心推進事業関係

平成16年4月1日に「秋田県食品の安全・安心に関する条例」が施行され、同条例に基づき「第4次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定(令和2年度改訂)した。

当該基本計画に基づき、生産者、食品関係事業者、消費者及び行政が一体となって食品安全施策を総合的に推進する。

3,239

5,049

清涼飲料水製造業

製造業

氷雪販売業

一般

小計

自動販売機

슴함

前年度

1,276

1.948

第20-2表 営業施設数(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

2,080

前年度

4,777

第21表 届出施設数

第22-1表 営業許可申請処理状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)

	エゲン	由註事。	OTH /나 쏘니		<u>=</u> ⊬ =	1十 米上		ナキー to ハ	ᆉᆿᄱᄧ		7和6年度
₩1#	手続き	申請書受		⊅ r +□	許可		I / `		許可保留		変更届出
業種	60 1 -1 -:	新規	継続	新規	()	継続	()	件数	件数	件数	件数
	一般・レストラン				<u> </u>		ļ			157	221
l	仕出し・弁当									77	47
飲食店	旅館									8	18
営 業	移動販売車									5	1
	自動販売機										
	露天営業									51	10
	臨時営業(20日)										
	臨時営業(3ヶ月)										
	農家民宿				 						
	その他				-					49	58
# 7 / %	小計									347	355
菓子(パン	一般									54	41
を含む)	移動販売車									2	
製造業	露天営業									12	2
	臨時営業(20日)										
	臨時営業(3ヶ月)										
	小計									68	43
乳処理業											
特別牛乳さ	く取処理業						<u> </u>				
乳製品製造	·**/ **********************************										
<u>乳袋血袋足</u> 集乳業	.木				 		 				
	6п.										
魚介類	一般									29	27
販売業	移動販売車									12	1
	小計									41	28
魚介類せり	売り営業									1	
魚肉ねり製	品製造業									1	
食品の冷凍	又は冷蔵業									17	4
かんきマは	びん詰食品製造業									9	4
270品入18	一般									13	5
n±n +±+ r+-	一放 投手中士士				<u> </u>						ິ
喫茶店	移動販売車				<u> </u>		<u> </u>			4	
営 業	自動販売機				ļ		ļ			8	
	露天営業						ļ			99	3
	臨時営業(20日)										
	臨時営業(3ヶ月)										
	小計									124	8
あん類製造										1	1
アイスクリー	<u>ネ</u> -ム類製造業									4	2
 	一般				 		 				
並 米玉					 		 				
乳類	移動販売車				 		 				
販売業	自動販売機										
L	小計										
食肉処理業										5	10
	一般									30	22
食肉	移動販売車										
販売業	自動販売機										
,~,	小計									30	22
食肉製品製										- 50	2
及内表阳发	退本 制生業				-		-				
乳酸菌飲料	* 表 足 未				<u> </u>		 				1
食用油脂製	短耒				<u> </u>						
	ショートニング製造業										
みそ製造業										15	4
醤油製造業										3	1
ソース類製	造業									7	2
酒類製造業											2
豆腐製造業					i					2	1
納豆製造業	•						 				'
めん類製造	· 紫				 		 			10	5
					<u> </u>						
そうざい製造					<u> </u>					27	10
<u> 添加物(規札</u>	各あり)製造業										
食品の放射											
清涼飲料水										2	4
氷 雪	一般							ĺ			-
製造業	自動販売機				l						1
	小計										1
사람도=#											
氷雪販売業											_
	合 計									714	510
	前年度									678	527
	* *							•			

第22-2表 営業許可申請処理状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

	- /+ L	∴	☑ Ⅲ /止 业 □		=	T/止 坐∟		T=+	=+		<u> </u>
 業種	手続き	サ語 音 : 新規	受理件数 継続	新規	()]件数 継続	()	不許可処分 一 件数	計可保留 件数	廃耒庙出 供数	変更届出 件数
<i>X</i> 12	一般	809	442470	809	, ,	442-420		112	112	84	184
	旅館	31		31						3	6
飲食店	農家民宿	4		4							1
営業	その他	128		128						17	60
	簡易	15		15						3	
	自動車	52		52						3	9
	仮設	998		998						817	152
	小計	2,037		2,037						927	412
調理の機	能を有する自動販売機	1		1							
食肉販売	 売業	40		40						5	19
魚介類	一般	61		60					1	11	22
販売業	自動車	4		4						1	
	小計	65		64					1	12	22
魚介類類	競り売り営業										
集乳業		1		1							
乳処理											1
特別牛	乳搾取処理業										
食肉	一般	27		27							4
処理業	自動車										
	小計	27		27							4
食品の	放射線照射業										
菓子製油		190		190						15	23
アイスク	フリーム類製造業	1		1							1
乳製品類	製造業	1		1							1
清涼飲料	料水製造業	5		5						1	4
食肉製品	品製造業	2		2						1	2
水産製品	品製造業	21		21							2
氷雪製油	造業	1		1							1
液卵製油	造業	1		1							
食用油原	脂製造業									1	
みそ又に	はしょうゆ製造業	16		16						1	6
酒類製油	造業	12		12							3
豆腐製	造業	6		6						1	2
納豆製油	造業	2		2							
麺類製	造業	22		22						2	3
そうざい	\ 製造業	117		117						9	38
複合型	そうざい製造業	1		1							1
冷凍食	品製造業	11		11						1	4
複合型)	冷凍食品製造業										1
漬物製油	造業	232		232						4	14
密封包	装食品製造業	35		35						1	12
食品の	小分け業	6		6							
添加物	製造業	1		1							2
	合計	2,854		2,853					1	981	578
	前年度	2,665		2,665	1					937	324

第23表 重点監視対象施設等に対する監視状況

令和6年度

区分	業種別	施設数	監視目標	監視実績	実施率(%)
- 区刀	到 加.理業	3	<u> </u>	<u> </u>	天心平(70)
	利及性系 乳製品製造業 水産製品製造業(魚肉ハム、ソーセージ)	6	12	15	
	水産製品製造業(魚肉ハム、ソーヤージ)	5	10	1	
	菓子製造業(シアン豆使用) 食肉製品製造業 食用油脂製造業	5	10	11	
	食肉製品製造業	16	32	15	
喜麻炒加四针发去两 十	食用油脂製造業	7	14	1	
高度な処理技術を要す	洒類製造業	56	112	19	
る食品等の製造施設	酒類製造業 添加物製造業	10	20	5	
	清涼飲料水製造業	36	72	29	
	複合型そうざい製造業				
	複合型冷凍食品製造業	1	2	2	
	食肉処理業(野生鳥獣肉を処理する施設)	7	14	6	
	小計	152	304	113	37
	菓子製造業(高度な~以外)	58	58	26	
	冷凍食品製造業 密封包装食品製造業	30	30	24	
	密封包装食品製造業	55	55	43	
	アイスクリーム類製造業	14	14	14	
	食肉処理業(高度な~以外)	42	42	31	
	みそ又はしょうゆ製造業	33	33	31	
	豆腐製造業	5	5	5	
	納豆製造業 麺類製造業	4	4	4	
	麺類製造業	59	59	34	
	そうざい製造業	70	70	46	
広域的に流通する食品	永雪製造業 漬物製造業	1	1	1	
等の製造又は加工施設	頂彻竪道美	41	41	31	
	きりたんぼ製造業	28	28	9	
	農産物加工業(上記以外)	40	40	13	
	飯ずし製造業 水産製品製造業(高度な~、飯ずし製造業以外)	11	11	5	
	小座袋印袋垣来(高度な~、飯9し袋垣来以外) 液卵製造業	29	29	16	
		4	4	2	
	食品の小分け業 器具、容器包装の製造·加工業	2	2		
	商兵、存命已表の装垣・加工米 その他製造・加工業	1	1		
	100 100		'		
	小計	527	527	335	64
	飲食店営業(一般)	4	4	2	
	" (旅館・ホテル)	20	20	17	
	"(宴会料理調製施設)	15	15	11	
	そうざい製造業	17	17	11	
	集団給食施設(学校)	40	40	11	
大量調理施設	// (病院·診療所)	9	9	7	
人里调理他改	// (福祉施設)	3	3		
	" (老人保健施設)				
	" (事業所)	6	6		
	" (その他)				
	小計	114	114	59	52
	地方卸売市場	8	16	2	
食品の流通拠点となる	その他の卸売市場	14	28	9	
を明り派通拠点となる 施設	食材卸販売施設	21	42	2	
/III DX					
	小計	43	86	13	15
	百貨店・スーパーマーケット	126	378	232	
	小売市場(道の駅等含む)	81	243	241	
大規模食品販売施設					
	小計	207	621	473	76
			4	1	
	菓子製造業	4			
- 記以外の大規模食品	菓子製造業 菓子問屋	1	1		
			1		
ニ記以外の大規模食品 取扱施設	菓子問屋	1	·		00
取扱施設	菓子問屋 	5	5	1	
取扱施設 這点監視対象施設以外	菓子問屋 小計 の施設(届出業種を除く)	5 8,840	5 2,947	1 4,708	160
取扱施設	菓子問屋 小計 の施設(届出業種を除く)	5	5	1 4,708 5,702 5,540	20 160 124 121

監視目標: 令和6年度秋田県食品衛生監視指導計画の別表1で定める目標監視回数

第24-1表 施設の監視指導状況(旧食品衛生法に基づく許可を要する施設)

	保健所	台	計		大	館		北	秋田	1	能	代		秋田]中:	央	由利	本	荏	大	仙		植	手	1-	`和6 	易沢	<u>/_</u>
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			指		П	指			指			指		Π	指		П	指		Π	指		П	指		Π	指
	\	件 数	説諭	示	件 数	説諭	fi 示書	件 数	説諭	示	件 数	説諭	11 示書	件 数	説諭	11元書	件 数	説諭	示	件 数	説諭	_	件数	説諭	_	件数	説諭	指示書
業種		**	ноч	書		Pig	書	*	נימע	書	200	נימע	書	~	HDU	書	*	נימא	書	*	HDU	書	~	נימא	書	~	HDY	書
	一般・レストラン	261	1		64	Ш		6			3			43			12	1		35			87			11	L	
	仕出し・弁当	177		2	27	Ш		12			29			28		1	18			26		1	33			4	▙	_
	旅館	29			13	\dashv	Н	2			2			1			3		Ш	2	_		1			5	⊢	_
	移動販売車	12			6	\dashv	\dashv		Н			Н			\vdash					1						5	⊢	⊢
飲食店営業	自動販売機	00			15	\dashv	\dashv		Н			Н			H								5			9	₩	
	露天 臨時	29		\vdash	15	\vdash	\dashv		\vdash			\vdash											5			9	⊢	┢
	農家民宿				\vdash	\vdash	\dashv		Н			Н															\vdash	\vdash
	長家氏旧 その他	99			21	Н	\dashv	1	Н		11	Н		19			7			13			22			5	╁	H
	小計	607	1	2	146			21			45			91		1	40	1		77		1	148			39		
	移動販売車	1	Ė	_		П					1							Ė				Ė	110				Т	
	露天	6			4	П														2							T	
菓子(パンを 含)製造業	臨時					П																					Т	
口/ 数是木	その他	125			19	П		13			12			23			14			10			26			8	П	
	小計	132			23			13			13			23			14			12			26			8		
乳処理業						Ш												\Box						\Box			匚	
特別牛乳さく取						Щ	Щ		L	Ш		L	Ш		lacksquare	oxdot		L	Ш		L	oxdot		L	oxdot		\vdash	L
乳製品製造業		2			igwdown	Щ	Ц		L	Ш		L	Ш		\vdash	\vdash	1	\vdash	Н		\vdash	\vdash		\vdash	\vdash	1	\vdash	_
集乳業	10 #4 85 + +	1			\vdash	\dashv	\dashv		\vdash	Н		\vdash	Н		\vdash	H		\vdash	Н		\vdash	H	1	\vdash	H	 	\vdash	\vdash
魚介類	移動販売車	3			1	\dashv	\dashv	10	H	Н	1	H	Н	1	\vdash	\vdash	_	\vdash	H		\vdash	\vdash	0.1	\vdash	\vdash	_	\vdash	\vdash
販売業	その他 小計	128 131			16 17			12 12			9			50 51		H	8			11		H	21 21		H	2	\vdash	
魚介類せり売り		131			17			12	H		9	H		31			1			11			21					
魚肉ねり製品		1				Н	\dashv		Н			Н		1			<u> </u>										╆	H
食品の冷凍又		24			5	一	\dashv	2	Н			Н		2			3		Н	5			6			1	\vdash	H
	ん詰食品製造業	10			3	\dashv	\dashv	2	Н			Н					1						3			1	\vdash	
	移動販売車	1			Ť	\dashv			Т		1	Т															\vdash	T
喫茶店	自動販売機					П																					Т	
	露天	18			2	П								1						15							Т	
	臨時																											
営 業	その他	23			2						2			4			8			2			2			3		
	小計	42			4						3			5			8			17			2			3		
あん類製造業		8				Ш	\Box				1									4			3				ㄴ	
アイスクリーム		11			1	\dashv	\dashv		\vdash			\vdash		1	<u> </u>					3	_					6	⊢	<u> </u>
anti sione	移動販売車			\vdash		\dashv	\dashv																				⊢	
乳 類 販売業	自動販売機			\vdash	\vdash	\vdash	\dashv																				₩	_
がいた	小計																											
食肉処理業	71.81	23			10	Н		3			1						1			6			2				_	
KNZEX	移動販売車	20			"	\dashv	\dashv	-	Н								<u> </u>										\vdash	
食肉	自動販売機	1			1	\dashv	\neg		Н			Н		$\overline{}$													T	T
販売業	その他	96			25	П	T	13			6			15			6			13			15			3	T	
	小計	97			26			13			6			15			6			13			15			3		
食肉製品製造	業	1																					1					
乳酸菌飲料製		3			3	凵	╝		Ĺ	Ш		Ĺ	Ш		Ĺ	Ĺ		Ĺ	Щ		Ĺ	Ĺ		Ĺ	Ĺ		\perp	Ĺ
食用油脂製造						Ш	Ц		Ц	Ш		Ц	Ш			$oxed{oxed}$		L	Ц		L	$oxed{oxed}$		L	$oxed{oxed}$		\vdash	
	ョートニング製造業					Щ	\sqcup		H	Ш		H	Ш			L	L .	L	Щ		L	L	<u> </u>	L	L	<u> </u>	₩	L
みそ製造業		7			\vdash	\dashv	\dashv		H	Н	1	H	Н		\vdash	\vdash	2	\vdash	\vdash		\vdash	\vdash	3	\vdash	\vdash	1	\vdash	\vdash
醤油製造業	*	2				\vdash	\vdash	-1	H	Н		H	Н		\vdash	\vdash	1	\vdash	Н		\vdash	\vdash	1	\vdash	\vdash	1	\vdash	\vdash
ソース類製造業 酒類製造業	*	8			2	\vdash	\dashv	1	H	Н	1	H	Н	3		\vdash	1	\vdash	Н		\vdash	\vdash	1	\vdash	\vdash	1	\vdash	\vdash
四類製造業 豆腐製造業		3			\vdash	\vdash	\dashv		Н	H		Н	H	1		H	2	H	Н		\vdash	\vdash	 	H	\vdash	-	\vdash	\vdash
納豆製造業		2				\dashv	\dashv		H			H			Т	Н	1	H	Н		\vdash	Н	1	H	Н		\vdash	\vdash
めん類製造業		16		1		\dashv	\dashv		Н		4	Н		1		П	Ė	H		1	Т	1	7	H	П	3	Т	Т
そうざい製造業		102			16	┌┤	\dashv	6		П	24		П	4			14		П	10			21			7	_	
添加物(規格を	5り)製造業	1			1	┌┤				П			П					Г	П					Г			Г	
食品の放射線	照射業																											
清涼飲料水製	造業	14			2									2						4			6				匚	
氷 雪	自動販売機					\Box																					匚	
製造業	その他					Ш									L	L		L			L	L		L	L		$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}$	L
	小計																											
氷雪販売業	-,						Щ			Щ		L	Щ					Ļ	Ш					ᆫ			ㄴ	
合	計	1,253	1	_	259			74			108			200		1		1		163	ļ.	2	268			77		H
前 年	度	1,935	4	5	473	ш		150	L	Ш	229	L	Ш	200			148	1	1	256	1	3	329	2	ı	150	1	l

第24-2表 施設の監視指導状況(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

$\overline{}$	保健所	_	計		_	大館		41	秋田		4	能代		£ılı C	日中:	th	rh Ŧ	引本	#	_	大仙		ŧ	黄手		が和り	 昜沢	
	不) 注[7]		161	l	,	八品		ᆚ	水丘		E	1616		松口			田1	刊本:		,	ΛШ		1.	サ		12	が 八	
`		件	説	指示	件	説	指示	件	説	指示	件	説	指示	件	□兀 □兀	指示	件	説	指示	件	説	指示	件	説	指示	件	説	指示
業種		数	諭	示書	数	諭	書	数	諭	示書	数	諭	示書	数	諭	書	数	諭	書	数	諭	示書	数	諭	示書	数	諭	書
	一般	1,126	3	4	175	1	2	33			119			225			188			231	1		54			101	1	2
	旅館	77			26			4									12			21						14		
飲食店	農家民宿	5						1			1			1			1			1								
営 業	その他	221			41			8			33			3			50			58			16			12		
	簡易	27			4						3			9			5			1						5		
	自動車	248	-1	2	76						47			51			2			37	1	2	2			33		
	仮設	1,074	5	3	242			36			192	1		138			5			235	3	3	76	1		150		
	小計	2,778	9	9	564	-1	2	82			395	-1		427			263			584	5	5	148	1		315	-1	2
調理の機能を	有する自動販売機	3												2						1							Ш	
食肉販売業		118			19			10			8			28			9			24			6			14		
魚介類	一般	182			22			11			14			58			20			32			8			17		
販売業	自動車	4												2			1									1	oxdot	
	小計	186			22			11			14			60			21			32			8			18		
魚介類競り売り	り営業	3												2			1										Ш	Ш
集乳業																											Ш	
乳処理業		8			2												6											
特別牛乳さく取	双処理業																											
食肉	一般	66	-1		10			1			13			7			10			16	1		7			2	Ш	
処理業	自動車																											
	小計	66			10			- 1			13			7			10			16			7			2		
食品の放射線	照射業																										Ш	
菓子製造業		329	-1	-1	42	1		24			43			58			66			45			16			35		1
アイスクリーム	類製造業	19												6			3			1			4			5		
乳製品製造業		13			4												8									1	Ш	
清涼飲料水製	造業	17			4						1						1			4			6			1		
食肉製品製造	業	17			5						1			1			3			5			1			1		
水産製品製造	業	59			3						7			32			13			2			2				Ш	
氷雪製造業		4															2			2							Ш	
液卵製造業		2			1															1							Ш	
食用油脂製造	業	1	-1					1													1						Ш	Ш
みそ又はしょう	ゆ製造業	36			5			3			2			6			5			6			4			5	Ш	Ш
酒類製造業		18			2			2						2			5			2			2			3	Ш	Ш
豆腐製造業		22			2									12			3			1			1			3	Ш	Ш
納豆製造業		2																		1			1				Ш	
麺類製造業		51			6						8			3			6			6			4			18	Ш	Ш
そうざい製造業	ŧ	247	1	-1	36			19			31	Ш		47			29			40			22	1	1	23	Ш	Ш
複合型そうざい		2												1									1					
冷凍食品製造		26			9						2	Щ		6		Щ	2						6			1	Ш	Ш
複合型冷凍食	品製造業	2			2		Щ					Щ			Щ	Щ					Щ			Щ		igsqcut	Ш	\vdash
漬物製造業		324	1	-1	37		Щ	21		Ш	42	Щ		42			51			60	Щ		42			29	1	1
密封包装食品		83			13		Щ	8		Ш	7	Щ	Ш	14			15		Ш	19	Щ		2			5	Ш	\vdash
食品の小分け		8			1		Щ					Щ		2	Щ	Щ				2	Щ		3	Щ		igsqcut	Ш	\vdash
添加物製造業		5			5																							
	合計	4,449	_	11	794	2	2	182			574	1		758			522			854	6	5	286	2	1	479	2	3
前	有度	3,605	27	9	532			171			371	2		607			396			816	24	4	375		1	337	1	4

第25表 施設の監視指導状況(届出施設)

	保健所																								T	和6	<u>平</u> /	축
	体健別	台	計		J	館		北	秋日	8	育	长代		秋日	中	央	由和	本	Œ	J	大仙		楫	黄手		湯	易沢	
		件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件 数	説諭	指示書	件 数	説諭	指示書
業種																											Ш	╝
	魚介類販売業(包装)	129			16			12			13			50			3			12			12			11	Ш	
法	食肉販売業(包装)	189			21			17			13			65			9			24			25			15	Ш	
許可	乳類販売業	208			11			20			11			81			4			23			37			21	Ш	
業 種	氷雪販売業																											
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	63			1									46						11			4			1		
	弁当販売業	54			1			2			1			38			4									8		
	野菜果物販売業	169			23			11			3			53			11			17			23			28		
	米穀類販売業	84			1			9						46			6			4			11			7		
販売	通信·訪問販売業	3												1												2		
業	コンビニエンスストア	56			10			1			1			5			7			13			14			5		
	百貨店、総合スーパー	182			34			11			16			28			23			38			16			16		
	自動販売機による販売業 (コップ式除く)	54						3						23			5			10			6			7		
	その他の食料・飲料販売業	263			30			14			26			59			49			22			31			32	П	
	添加物製造・加工業(規格なし)																										П	
	健康食品の製造・加工業																										П	
	コーヒー製造・加工業	1																								1	П	
	農産保存食料品製造・加工業	35			3			8			5			4			5			2			4			4	П	
製造	調味料製造·加工業	11			1						5									1						4	П	
加	糖類製造·加工業																										П	
工業	精穀·製粉業	14						2			5			2			1			3			1				П	
	製茶業	2						2																			П	
	海藻製造•加工業	1																					1					
	卵選別包装業	1																		1								
	その他の食料品製造・加工業	63			10			8			10			3			9			9			10			4		
改	行商	1																		1								
の正上準法記	集団給食施設	70			19			13			4			5			16			11			2					\Box
用第以合6外む8の	器具・容器包装の製造・加 工業(合成樹脂使用のみ)																										П	
。 条も 。 第の	模擬店																										П	\sqcap
3 項	その他																											
	合計	1,653			181			133			113			509			152			202			197			166		
	前年度	1,589	1	1	137			221			126			404		1	145			227	1		176			153		

第26表 重点監視対象施設監視指導状況

第27表 HACCPに基づく衛生管理を用いた営業施設等の監視指導状況

						令和6年度
区分	HACCPIC	基づく衛生管理	を用いた営業が	拖設施設等		づく衛生管理 予定施設
保健所	施設数	令和6年度 新規施設数	監視件数	指導•助言 件数	施設数	指導·助言 件数
大館	20		20	20	2	2
北秋田	3		2	1	1	1
能代	3		2	2	6	
秋田中央	12	1	12	12	4	6
由利本荘	22	1	21	21	2	8
大 仙	25		13	13		
横手	28		35	30	1	1
湯沢	25	1	15	53	3	4
合 計	138	3	120	152	19	22
前年度	139	6	111	141	19	17

[※]HACCP管理施設数: 秋田県自主的衛生管理認証施設及びその他HACCP方式を用いた営業施設等を計上

第28表 違反食品等発見届出状況(総括)

令和6年度

		田サルル田田							食									- Fi	1					rμc		$\stackrel{\sim}{\neg}$
区分		食品等	総数	子	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉類	(魚介類	魚介類加工品	冷凍食品	清涼飲料水	豆腐及びその加工品	めん類	そうざい類	弁当類	調理パン	• 浒语	野菜・果実	調味料類	漬物	もち	その他の食品	加物	器具及び容器包装	
		県内産	7			1							1		2				2				1	П		
食品衛生監視員による発見		県外産	2												1				1					П		
ALCO ONLY		小 計	9			1							1		3				3				1			
		県内産	2	2																						
県内消費者 からの届出		県外産	1							1																
2007福田		小 計	3	2																						
		県内産																								
県外からの届出		小 計																								
		県内産	9	2		1							1		2				2				1			
合 計		県外産	3							1					1				1							
		小 計	12			1				1			1		3				3				1			
	6条		1	1																						
	11条																									
	12条																									
		成分規格																								
		製造基準																								
違反理由	13条	保存基準																								
		添加物使用基準																								
		その他																								
	19条																									
	20条																									
	その他		11	1		1				1			1		3				3				1			
	製品の身	至 主 主																								
行政処分内容	その他必																									
	告発件数																П									
 行政処分以外	始末書等	徴収·口頭説諭件数																								
	その他の)措置件数	12	2		1				1			1		3				3				1			
		県内産	2	1													1									Π
前年度		県外産																								
		合 計	2	1													1							П		П
	<u>. </u>	- 本内中では		<u> </u>																				ш		ш

[|] | ※収去検査、食中毒等の原因究明検査を除く。

第29表 違反食品等の発見状況(現場検査)

<u> </u>															令和6年度				
保健所	合計		大館		北秋田		能代		秋田中央		由利本荘		大仙		横手		湯沢		
	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	件	違反	
食品名	数	件数	数	件 数	数	件数	数	件数	数	件 数	数	件 数	数	件数	数	件数	数	件数	
菓子類	6,208		1,180		810		1,301		1,013		928		237		460		279		
乳及び乳製品	1,670		405		214		230		353		204		74		105		85		
食肉	2,705	1	682		401		360		530		266	1	147		204		115		
食肉製品	1,944		398		294		420		446		99		97		84		106		
鯨肉製品	86		42		4		10		2						20		8		
魚介類	2,808		547		367		380		812		288		86		200		128		
魚介類加工品	2,416		320		332		560		729		204		87		55		129		
冷凍食品	2,280		355		235		345		752		198		73		162		160		
清涼飲料水	2,419		540		372		170		428		302		119		298		190		
豆腐及びその加 工品	1,185	1	247		81		170		300		123		51		139		74	1	
めん類	1,777		182		164		535		359		253		73		75		136		
そうざい及びその 半製品	4,934	3	674		433		1,400		877		909	3	165		281		195		
弁当類	3,421		503		245		730		772		755		107		150		159		
調理パン	2,246		335		170		710		449		284		62		130		106		
野菜・果実類	8,050		976		610		3,280		1,040		1,110		207		488		339		
野菜・果実加工品	5,452	3	498		411		2,850		594		577	3	171		120		231		
調味料	1,251		302		119		210		225		123		77		38		157		
漬物	3,457		442		290		900		709		545		169		193		209		
もち	482		83		47		160		154				7		5		26		
食品添加物及び その製剤	149		8		13		55		26				10				37		
器具·容器包装	130		5		33		50		18		13						11		
その他の食品	1,535	1	527		43				562		106	1	197		28		72		
合 計	56,605	9	9,251		5,688		14,826		11,150		7,287	8	2,216		3,235		2,952	1	
前年度	47,613		7,399		3,714		7,650		8,321		7,792		3,274		5,292		4,171		

第30表 行政検査実施状況(総括)

令和6年度

	項目	検体数		検査	件数			備考				
検査区分			県 内 県 外 輸入 計		県 内	県 外 輸入 計						
収去検査	微生物	245	581	8	10	599	7			7		
	理化学	137	404			404					第31表、 第33表に 詳細記載	
	計	382	985	8	10	1,003	7			7		
特殊検査	微生物										第32表に 詳細記載	
	理化学	55	7,107	6,742	1,204	15,053						
	計	55	7,107	6,742	1,204	15,053						
	微生物	127	1,371			1,371						
食中毒等の 原因究明検 査	理化学	1	1			1					第34表に 詳細記載	
	計	128	1,372			1,372						
合 計	細菌	372	1,952	8	10	1,970	7			7		
	理化学	193	7,512	6,742	1,204	15,458						
	計	565	9,464	6,750	1,214	17,428	7			7		
前年度	計	462	9,851	6,788	84	16,723	13			13		

違反件数には、規格基準、食品衛生法第6条、指導基準の違反等を含む。

第31表 行政検査実施状況(収去検査)

	保健所															трио-	<u>牛皮</u>		
	环阵刀	伯	計	大	館	北和	火田	能	代	秋田	中央	由利	本荘	大	仙	横	手	湯	沢
検査区分		検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数
	細菌検査	165		41		2		12		19		38		21		26		6	
規格基準 関係	理化学 検査	331		50		40		26		41		46		53		47		28	
	計	496		91		42		38		60		84		74		73		34	
	細菌検 査	424	7	51	1	44	1	50	1	47		47	2	68	2	76		41	
指導基準 関係	理化学 検査																		
	計	424	7	51	1	44	1	50	1	47		47	2	68	2	76		41	
	細菌検 査	10				5		3				2							
その他	理化学 検査	73		11		10		6		2		5		13		18		8	
	計	83		11		15		9		2		7		13		18		8	
	細菌検査	599	7	92	1	51	1	65	1	66		87	2	89	2	102		47	
合 計	理化学 検査	404		61		50		32		43		51		66		65		36	
	計	1,003	7	153	1	101	1	97	1	109		138	2	155	2	167		83	
前年度	細菌検査	606	12	90		51		70	3	73	1	83		85	7	107	1	47	
	理化学 検査	382	1	58		52		32		34		48		57	1	65		36	
	計	988	13	148		103		102	3	107	1	131		142	8	172	1	83	

違反件数は、検査項目数で計上。

第32表 行政検査実施状況(特殊検査)

令和6年度

		区分		検体	本数			———— 検査	件数	
検査区分	検体種類	検査項目	県内産	県外産	輸入	計	県内産	県外産	輸入	計
	鶏肉(筋肉)	85項目	1	5		6	85	425		510
	ほうれんそう	289項目	3	3		6	867	867		1,734
	ブロッコリー	269項目	1	5		6	269	1,345		1,614
	トマト (ミニ含む)	301項目	6			6	1,806			1,806
残留農薬	チンゲンサイ	276項目		7		7		1,932		1,932
次田辰来 	ぶどう	312項目	5	1		6	1,560	312		1,872
	玄米	315項目	8			8	2,520			2,520
	さつまいも	312項目		5		5		1,560		1,560
	レモン	301項目		1	4	5		301	1,204	1,505
	小計		24	27	4	55	7,107	6,742	1,204	15,053
	合	計	24	27	4	55	7,107	6,742	1,204	15,053
	前年	度	29	24	1	54	8,435	6,772	80	15,287

①規格基準(食品衛生法第13条第2項)違反

W.+								産地別	引			
検査 区分	食	品	違反項目	検体数	件数	県区	内産	県タ	卜産	輸入品		
						検体	件数	検体	件数	ギ別ノてロロ		
違反 <i>な</i> し												
	合		計	0	0	0	0					
	前	年	度	2	2	2	2					

②規格基準(食品衛生法第13条第3項)違反

1.4.								産地別	引					
検査 区分	食	品	違反項目	検体数	件数	県区	内産	県タ	卜 産	輸入品				
						検体	件数	検体	件数	柳八叩				
	違反なし													
	前	年	度		前年度違反なし									

③指導基準(平成18年8月11日生衛-495部長通知)違反

14.4							産地別	引	
検査 区分	食 品	違反項目	検体数	件数	県区	内産	県タ	卜産	輸入品
					検体	件数	検体	件数	押八口
	弁当	一般細菌数	1	1	1	1			
細菌	そうざい	一般細菌数	1	1	1	1			
神色	生菓子	大腸菌群 黄色ブドウ球菌	2	2	2	2			
	ゆでめん	一般細菌数 大腸菌群	2	3	2	3			
	合	<u></u>	6	7	6	7			
	前年	度	8	11	8	11			

第34表 行政検査実施状況(食中毒等の原因究明検査)

						<u> </u>
区分		総計	県 内 事件分	県 外 事件分	食中毒の 疑い調査 県内分	食中毒の 疑い調査 県外分
<u> </u>	患者(有症者)便	44	11	1	29	3
	関係者(無症者)便	2	1		1	
	調理従事者便	48	12		36	
 検	患者(有症者)吐物		<u> </u>			
	原因食品の残品					
	保存していた食品(検食)	11			11	
体	同一ロットの食品					
	その他の食品(食材等)	2	2			
	手指のふきとり					
 数	器具等のふきとり	20	5		15	
	使用水					
	その他	1	1			
	計	128	32	1	92	3
	一般細菌数					
	大腸菌群(E.coli)					
	病原大腸菌	324	56	4	260	4
検	腸管出血性大腸菌	81	14	1	65	1
	サルモネラ菌	81	14	1	65	1
	黄色ブドウ球菌	81	14	1	65	1
査	腸炎ビブリオ	66	14	1	50	1
	ナグビブリオ	66	14	1	50	1
	ビブリオ・フルビアリス	66	14	1	50	1
件	ビブリオ・ミミクス	66	14	1	50	1
	ウエルシュ菌	81	14	1	65	1
	エルシニア菌	81	14	1	65	1
数	セレウス菌	81	14	1	65	1
	カンピロバクター菌	81	14	1	65	1
	赤痢菌	81	14	1	65	1
	チフス菌					
	パラチフス					
	コレラ菌					
	エロモナス					
	プレシオモナス					
	ノロウイルス	127	31	1	92	3
	その他ウイルス	8			8	
	クリプトスポリジウム					
	マウス試験					
	その他	1	1			
	計	1,372	256	17	1,080	19
前年度	検 体 数	28	8		13	7
竹十戊	検 査 件 数	448	128		208	112

第35表 食中毒発生状況(総括) (秋田市を除く)

令和6年1月1日~令和6年12月31日

1.事件数 2.患者数

2 件 6 名 名(患者数の内数) 3.死者数

 4.内 訳
 次のとおり

(1)月別発生状況

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件 数										1		1	2
患者数										1		5	6
(うち死者数)													

(2)原因食品別発生状況

	ロロハラフレエーアンバ							
原因食品	飲食店で調理 された刺身 (推定)	飲食店で調 理された蒸し ガキ(推定)						合計
件数	1	1						2
患者数	1	5						6
(うち死者数)								

(3)病因物質別発生状況

病因物質	アニサキス	ノロウイルス						合計
件数	1	1						2
患者数	1	5						6
(うち死者数)								

(4)原因施設別発生状況

原因施設	飲食店	飲食店 (自動車)						合計
件 数	1	1						2
患者数	1	5						6
(うち死者数)								

過去10年間の食中毒発生状況

年度別	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	3	14	4	2	8	12	5	9	1	3
患者数	54	220	48	22	56	101	24	179	30	25
(うち死者数)			1			1				

第36表 秋田県食中毒一覧 (秋田市を除く)

令和6年1月1日~令和6年12月31日

0	健	発 生 月 日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂 取 場 所	調理場所	潜 伏 時 間	主 症 状	発 生 要 因
	湯沢	10月24日	羽後町	22	1		10/23に提供 した刺身盛り 合わせ(推定	アニサキス	飲食店	飲食店	飲食店	9時間	腹痛	アニサキスが寄生 した食品を喫食した ため。
2	大仙	12月21日	大仙市	不明	5		12/20から 12/21まで に調理・提供 した蒸しガキ	ノロンコルヘ	飲食店 (自動 車)	イベント 会場	飲食店 (自動 車)	最短12時間 最長45時間30分 平均27時間48分	水溶性下痢、 発熱、嘔吐、 吐き気、腹痛	ノロウイルスに汚染 された食品を喫食し たため。
L														
				22	6	0								

第37表 行政処分等措置状況

令和6年度

			保化	建所									,- ,-	10年度
区分	\	\			大館	北 秋 田	能代	秋田中央	由利本莊	大仙	横 横 手	湯沢	合計	前年度
	不	Ē	午	可										
	許	可	取	消										
許	営	 業	禁	止										
可を	営	業	停	止	1					1		1	3	1
許可を要する営業	改	善善	命	令										
る。	廃	棄	命	令										
業	回	収	命	令										1
	告			発										
		ī	+		1					1		1	3	2
	営	業	禁	止										
許可	営	業	停	止										
り を 悪	改	善善	命	令										
許可を要しない営業	廃	棄	命	令										
ない	回	収	命	令										
宮	告			発										
		Ī	†											
	不	Ē	午	可										
	許	可	取	消										
	営	業	禁	止										
	営	業	停	止	1					1		1	3	1
合計	改	善善	命	令										
	廃	棄	命	令										
	回	収	命	令										1
	告			発										
		Ē	†		1					1		1	3	2

第38表 衛生教育等実施状況

区分			ı		ı		ı	<u> </u>
<u>Σ</u> π		計	営業	皆対象 	消費	当対象 	そ	の他
保健所	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数
大 館	38	1,062	32	881	5	137	1	44
北秋田	20	323	14	196	6	127		
能 代	16	454	11	395	4	57	1	2
秋田中央	15	592	9	312	3	113	3	167
由利本荘	21	634	11	368	3	47	7	219
大 仙	47	1,406	28	931	16	421	3	54
横手	24	698	13	356	7	264	4	78
湯沢	23	418	15	299	4	92	4	27
食肉衛生検査所	5	82	4	79	1	3		
生活衛生課	9	270	3	55			6	215
合 計	218	5,939	140	3,872	49	1,261	29	806
前年度	182	5,001	117	3,248	38	1,173	27	580

^{*} 食品安全推進事業実績(食品安全セミナー、出前出張講座等)を含む。

第39表 製菓衛生師試験等実施状況

令和7年3月31日現在

				<u> 6和7年3月31日現在</u>
区分	令和6	6年度	製菓衛生師名 (昭和42年度から令利	海登録者数 和6年度までの累計)
保健所	受験者数	合格者数	本県実施分	他県実施分
大館			177	39
北秋田			39	8
能 代	1	1	134	17
秋田中央	19	17	464	73
由利本荘			84	24
大 仙	1		190	40
横手			152	28
湯沢			154	11
合 計	21	18	1,394	240
前年度	実施	はなし	1,389	237
前々年度	49	25	1,389	227

^{*} 秋田中央保健所には、秋田市及び県外分を含む

[※] 製菓衛生師試験は隔年度実施

第40表 製菓衛生師免許申請等状況

								令和6年度
区分			申	請件	数			
	計	免許証交付	(受験地別)	登録事項	登録削除	免許証	免許証	免許取消
保健所		本県合格者	他県合格者	I≑T उ⊑		書換交付	再交付	
大館								
北秋田								
能代	1	1						
秋田中央	5	3	2					
由利本荘								
大 仙	2		1				1	
横手	3	1		1		1		
湯沢								
合 計	11	5	3	1		1	1	
前年度	13		10			2	1	

第41表 食品衛生管理者設置状況

							令和6年度
区分		製造1	食品別		資	各 別	
保健所	管理者数	食肉製品	添加物	医師/獣医師/歯科医師/薬剤師	修 了 畜産学/ 水産学	課 程 農芸化学	資格認定 講習会
大館	7	4	3	1	2	1	3
北秋田	5		5				5
能代	2	2					2
秋田中央	1		1				1
由利本荘	3	3				1	2
大 仙	5	4	1			2	3
横手	5	4	1				5
湯沢	1	1					1
合 計	29	18	11	1	2	4	22
前年度	28	17	11	1	3	3	21

第42表 ふぐ処理者認定試験合格者数及びふぐ処理施設数

令和6年度

区分 保健所	令和6年度認定試験合格者数	認定試験合	格者等累計	ふぐ処理施設数
大館		0	(86)	16
北秋田		1	(29)	6
能代		1	(65)	8
秋田中央	· 	1	(118)	32
由利本荘	実績なし	0	(78)	12
大仙		0	(121)	22
横手		0	(107)	11
湯沢		0	(32)	12
計	3	3	636	119

^{*}認定試験合格者等累計は、令和5年度からのふぐ処理者認定試験の合格者数の累計。

^{*}認定試験合格者等累計の()内は、昭和60年度から令和4年度までのふぐ講習会(処理課程)修了者数の外数

第43表 自主管理推進状況

						<u> </u>
区分	食品衛生推進	É員巡回指導	食品衛生推進員	食品衛生責	責任者教育	食品等自主的
支所別	延人員	延施設数	研 修	養成講習	実務講習	衛生検査
鹿角	130	517	5	57	69	223
大 館	87	829	6	150	108	138
北秋田	56	163	3	37	39	343
能代	57	273	5	64	99	254
秋田中央	73	259	7	158	42	170
本 荘	272	1,197	12	119	113	313
角館	91	382	6	61	120	240
大 曲	255	1,342	14	183	176	440
横手	282	1,188	23	144	113	285
湯沢	86	136	4	92	73	279
合 計	1,389	6,286	85	1,065	952	2,685
前年度	1,147	5,913	66	962	742	2,663
秋田市(参考)	11	34	7	187	91	207

[※] 食品衛生推進員数 416名

第44表 食中毒警報発令状況

_				令和6年度
区分	基2	準別発令回数	女 ※	発令回数
食協支所	1	2	3	合 計
鹿角			1	1
大 館	1		2	3
北秋田	1		1	2
能代			2	2
秋田中央			1	1
由利本荘			1	1
角館	2		2	4
大 曲	2		2	4
横手	2		1	3
湯沢	1	1	2	4
合 計	9	1	15	25
前年度	35			35
秋田市(参考)	1		2	

- 1. 前日の最高気温が32℃以上で、かつ当日も最高気温が30℃以上になることが予想される場合。 2. 前日の平均気温に前日の平均湿度を乗じて得た値が2,200以上で、かつ当日も2,200以上になる ことが予想される場合。
 3. その他必要と認めたとき。

第45表 と畜場設置状況

令和6年度

				設置	許可	週間	1日		専任 と畜	年間開場	日数	豚換算	1日	平均
検査所	と畜場 番号	所管 と畜場	設置者	許 可 年月 日	許可 番号	間開場日数	当た りの 処理 能力	年間最 大処理 能力	検査員 配置数 (所長 含む)	定期	臨時	が 音検 査 頭数	と畜 検査 頭数	検査員 1人 当たり
秋田県 食肉 衛生 検査所	3	北鹿食肉流通センター	(株) ミート ランド	H8.3.1	指令環 - 1658	5	700	182,700	12	243	6	133,645	537	49
前年度							700	182,700	11	243	6	135,553	544	54

^{*「}検査員1人当たりの検査頭数/日」は、食肉衛生検査所長を除き、豚換算と畜検査頭数を延人数で割った頭数(臨時開場日数を含む)

第46表 と畜検査実施状況(畜種別)

			牛			馬					17 PO TIX
検査所	と畜場	生後 1ヶ月 未満	生/5以1年満 未	生後 1年 以上	生後 1年 未満	生後 1年 以上	豚	めん羊	山羊	計	豚換算頭数
秋田県 食肉 衛生 検査所	北食流セター						133,645			133,645	133,645
前年	= 度						135,553			135,553	135,553

第47表 と畜検査に基づく措置状況(畜種別)

																											令和	16年度
				処検	L						1.		疾		病		処		分		件		数					
畜	検	措	処	分査 実頭			細	菌	病		り [・]	イルス ッチア症	原!	虫病	寄生	主虫症	3					そ0)他(り疾	病			
種	検査頭数	措置区分	处分 実 頭数	天頭数の割合(%) 一級数に対する	炭疸	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	放線菌病	そ	その他	トキソプラズマ病	その他	病	ジストマ病	± 1	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	による汚染炎症又は炎症産物	変性又は萎縮	その他	計
		禁止								И		1				/												
4		全部 廃棄				\angle																						
		一部 廃棄			\mathbb{Z}	\angle	И		\perp		\angle	1	\angle				\bot		\angle	\angle				\angle				
		禁止				<u>/</u>				И	\angle	1			_	4												
۷ >		全部廃棄			L,	Ζ,			1	Ц	\angle		<u> </u>	Ц						_				Ļ				
		一部 廃棄			\not	_	Д		$\frac{1}{\sqrt{2}}$		u		u			$\frac{1}{\sqrt{2}}$	\not	\Box	\angle	\angle				<u>/</u>				
		禁止全部				4	\square	4	<u>/</u>	H	+		+		4	4	-									_		
馬		廃棄 一部				_	H	4	<u>/</u> //	$oxed{H}$	+	+	+	L		+	+							7				
		廃棄 禁止			\vdash	_		+	+	H	+		+			$\frac{1}{2}$	+		_	_				<u>/_</u>				
豚	133,645	全部廃棄	65	0.05				+		H					\dashv	+		50	10		1	1	2		1			65
		一部廃棄	32,826	24.6	7	$\overline{/}$	/		\forall	$\dagger \dagger$	$\frac{1}{2}$	十	/	Н			\downarrow		$\overline{/}$	$\overline{/}$	18	1,625	2	7	27,620	1,901	11,419	42,585
		禁止			Ĺ	$\overline{/}$		Ì		И		1				7	ĺ											
めん羊		全部 廃棄				\angle																						
		一部 廃棄			\mathbb{Z}	_	И		$\bot\!$	Ц	\angle	1	\angle				\downarrow		\angle	\angle				\angle				
		禁止				4				И	\angle	1	_		_	4												
山羊		全部廃棄			Ļ	_	\bigcup		1,	Н	V		Ι,	L		_	_											
		一部 廃棄			/	_	/		/		/		/				<u>/</u>			_				/				
ā†	133,645	禁止全部	65	0.05				+		H						+	+	50	10		1	1	2		1			65
,a i	100,040	廃棄 一部 廃棄	32,826	24.6													+	00	10		18	1,625	2		27,620	1,901	11,419	42,585
		禁止																										
前年度計	13,553	全部廃棄	54	0.04			\parallel	+	\dagger							\dagger		43	4			2	2		2	1		54
ā†		一部廃棄	33,426	24.7																	2	807	10		31,818	1,604	11,142	45,383

第48表 精密検査実施状況

令和6年度

				細菌	検査			病理	検査		理	化学検	查	寄生	精密検査		措置	置(実頭数	汝)
\setminus	畜種等	実頭数	直接鏡検	一般 培養	同定	その 他	血液 検査	細胞診	組織検査	その 他	血液 検査	尿 検査	その 他	虫・ 原虫 検査	合 計	合格	と殺 禁止	全部 廃棄	一部廃棄
	4																		
食	馬																		
肉衛	豚	22	27	159	481			2	142		3				814			11	11
生検	鶏	1	1	2	4			2	4						13				
査	小計	23	28	161	485			4	146		3				827			11	11
所	調査 研究	$\overline{\ \ }$		445	1,325	825		2	56				5,568		8,221	$\overline{}$			$\overline{}$
	合計	23	28	606	1,810	825		6	202		3		5,568		9,048			11	11
前	小計	17	9	40	138			4	61		1		1		254	1		6	10
年度	調査 研究		6	14	47	117			5				1,512		1,701				
及	合計	17	15	54	185	117		4	66		1		1,513		1,955	1		6	10

第49表 と畜場の衛生管理に関する検査(ふきとり検査等)

検査所	検 体	別	検査実頭数	直接鏡検	一般培養	細菌同定	EHEC検査	GFAP	計
		牛							
秋田田		馬							
田県食肉衛生検査所	枝肉等	豚	60		600				600
度 肉		めん羊							
衛生		鶏							
検		計	60		600				600
) 所	機械•器	具等							
	合 計	t	60		600				600
	枝肉等	等	60		600				600
前年度	機械・器	具等							
	合 計	†	60	·	600	_		-	600

第50表 食肉等モニタリング検査実施状況

令和6年度

	検	査 項 目	牛肉	豚肉	鶏肉	その他の家禽	計
	残留抗生物質簡	第易検査		36	28	2	66
抗生物質	ジテルベン系			36	28	2	66
	マクロライド系				14	1	15
		スルファベンズアミド		18	28	2	48
		スルファブロモメタジンNa		18	28	2	48
		スルファクロルピリダジン		18	28	2	48
		スルファジアジン		36	28	2	66
		スルファジメトキシン		36	28	2	66
		スルファジミジン		36	28	2	66
		スルファドキシン		36	28	2	66
		スルファエトキシピリダジン		36	28	2	66
	 サルファ剤	スルファメラジン		18	28	2	48
	グルンテ州	スルファメトキサゾール		36	28	2	66
		スルファメトキシピリダジン		18	28	2	48
		スルファモノメトキシン		18	28	2	48
		スルファニトラン		36	14	1	51
		スルファピリジン		36	28	2	66
 合成抗菌剤		スルファキノキサリン		36	28	2	66
口以加图剂		スルファチアゾール		18	28	2	48
		スルファトロキサゾール		36	28	2	66
		スルフィソキサゾール		18	28	2	48
		エンロフロキサシン		18			18
	ニューキノロン系	ジフロキサシン		36	14	1	51
		マルホノロキサンン		18	14	1	33
		サラフロキサシン		36	14	1	51
		フルメキン		18	28	2	48
	キノロン系	ナリジクス酸		18	28	2	48
	1	オキソリン酸		36	28	2	66
		ピロミド酸		36	28	2	66
		ジアベリジン		36	28	2	66
	葉酸代謝拮抗剤	ピリメタミン		18			18
	21421 41111 2111	オルメトプリム		36	28	2	66
		トリメトプリム		36	14	1	51
		2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール		18	28	2	48
殺虫剤	外部寄生虫用 剤	エマメクチン B1a		36			36
	農薬/動物薬	トリクロルホン			14	1	15
ホルモン剤	プレドニゾロン				28	2	30
鎮静剤	キシラジン				14	1	15
	検査	: 件数計		972	868	62	1,902
	前	年 度 計		972	930	124	2,026

^{*} 検査部位:筋肉、腎臓

第51表 大規模食鳥処理場検査·処分状況

令和6年度

				<u> </u>	-		
	施設数	検査羽数	措置区分	ウイルス・クラミジア病	疾病別無対病	その他の疾病	合計
大規模食鳥処理場 (ブロイラー)	0		禁止 全部廃棄 一部廃棄				0 0 0
前年度	0		禁止 全部廃棄 一部廃棄				0 0 0

第52表 認定小規模食鳥処理場措置状況

									処 :	分件	数		4	告発件数
	設 設 数 3	立入検査(※1)	指導・助言(※2)	許可	休 止	止	再開	事業許可取消命令	禁 	停止命令	整備改善命令	その他	無許可事業	その他
秋田県食肉衛生検査所	17	19	19			1								
前年度	18	24	17											

^{※1} 法第38条に基づく立入検査の件数

^{※2} 法第16条第9項に基づく助言・指導の件数で立入検査の内数

第53表 食鳥処理確認状況(食鳥別)

令和6年度

					合 計		
			ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	計
	確認羽	数	439,815	6,365	2,022		448,202
	生体の状況	廃棄	131	3	3		137
異常	体表の状況	全部廃棄	1,451		1		1,452
の	体权 07次加	一部廃棄	1,299				1,299
有無の	体壁内側面 の 状 況	全部廃棄	170				170
確認	内臓の状況	当該臓器 のみ廃棄	97	11			108
措置	アリカ政・マノイベンに	内 臓 全部廃棄	67				67
置	廃棄羽数	全部廃棄	1,752	3	4		1,759
	の合計	一部廃棄	1,463	11			1,474
***	確認?	习 数	439,727	4,795	3,167	3	447,692
前年度	廃棄羽数	全部廃棄	2,316		8		2,324
区	の合計	一部廃棄	2,168	10			2,178

第54表 食鳥処理衛生管理者設置状況

令和7年3月31日現在

	獣医師	大学・旧制大専門学校で「 修めて卒業し	下記の課程を		指定講習 会を修了 した者(*)	新 規 取得者数 (内数)	計
		獣医学	畜産学	」 した省	じた 省(**)	(P13X)	
食鳥処理衛生管理者					44	2	44
前年度					43		43

* 指定講習会は、平成3年度から実施。

第55表 死亡獣畜取扱場等施設数及び監視指導状況

令和6年度

	施		死τ	上獣音	盲取抗					化		製		場			法第	8条の	規定	による			
保健所	心設数合計	小計	解体	埋却	焼却	行 処分 許 可	海 廃止	小計	皮革製造	油脂製造	にかわ製造	肥料製造	飼料製造	その他	行 処分 許 可	海 廃止	小計	魚介類原料	鳥類原料	貯蔵	行 処分 許 可	政 等 廃止	監視件数
大 館	8	5		4	1			2	1					1			1			1			4
北秋田	7	6	1	5													1			1			
能代	5	5		5																			
秋田 中央	8	6		6													2	2					
由利 本荘	14	11		11				1				1					2			2			2
大 仙	17	13	1	11	1	1		1	1								3			3			1
横手	4	3		3													1			1			1
湯 沢	4	3		3													1			1			
計	67	52	2	48	2	1		4	2			1		1			11	2		9			8
前年度	66	51	2	48	1			4	2			1		1	1		11	2		9		1	7
秋田市 (参考)	3	2		1	1	0	0										1			1			3

下段は、化製場で原皮等を貯蔵している場合。

第56表 死亡獸畜取扱場利用状況

/m /e+ =< m.				利 用	状	ļ		令和6年度
保健所別		4	馬	豚	めん羊	山羊	その他	計
	解体		,	12-5				
	埋却							
大 館	焼却			49				49
	貯蔵			4,938				4,938
	小 計			4,987				4,987
	解体	1		,			ĺ	1
	埋却							
北秋田	焼却							
	貯蔵	207	18	1	2			228
	小 計	208	18	1	2			229
	解体							
	埋却	2	1		6		3	12
能 代	焼却							
	貯蔵							
	小 計	2	1		6		3	12
	解体							
	埋却						1	1
秋田中央	焼却							
	貯蔵							
	小 計						1	1
	解体							
	埋却	9				1		10
由利本荘	焼却							
	貯蔵	276	2	1,012		3		1,293
	小 計	285	2	1,012		4		1,303
	解体							
	埋却						5	5
大 仙	焼却			684				684
	貯蔵	348	1	987		1		1,337
	小 計	348	1	1,671		1	5	2,026
	解体							
—	埋却							
横手	焼却							
	貯蔵	65		312				377
	小 計	65		312				377
	解体							
\B \C	埋却							
湯沢	焼却	0.10						
	貯蔵	218		13				231
	小計	218		13				231
	解体	1	4		^			1
△ =1	埋却	11	1	700	6	1	9	28
合 計	焼却	1.114	0.1	733		4		733
	貯蔵	1,114	21	7,263	2	4	0	8,404
	小計	1,126	22	7,996	8	5	9	9,166
	解体	146	4	^	10	4	10	146
前左连	埋却	37	1	1 000	19	1	18	79
前年度	焼却	1 100	1.0	1,898	0	^		1,898
	貯蔵	1,100	16	4,860	3	6	10	5,985
	小 計	1,283	17	6,761	22	7	18	8,108

保健所及				施	設	数				行	政処分	等	監視
び市町村	計	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる	許可	廃止	指示 書	件数
大 館													
北秋田						【区均	指定な	JL]					
能 代	2						2						
秋田中央													
由利本荘	2	2											
大 仙													
横手													
湯沢													
横手市													
男鹿市	1	1											
湯沢市	1						1						
鹿角市													
潟上市	12	9	2			1							
大仙市													
北秋田市	4	2					2						
仙北市	1	1											
小坂町													
藤里町						【区域	指定無	無し】					
三種町						【区域	指定無	無し】					
八峰町						【区域	指定無	無し 】					
五城目町													
井川町	•					【区域	指定無	無し】					
美郷町													
羽後町						【区域	指定無	無し】					
東成瀬村						【区域	指定無	無し】					
合 計	23	15	2			1	5						
前年度	23	15	2			1	5			1	3		1
秋田市 (参考)	10	1		2			6	1					9

第58表 秋田県食品安全推進委員会の構成機関

令和7年4月1日現在

これまでの流れ

平成15年7月1日 生産から流通、消費に至る食品安全推進施策を総合的に推進するため、庁内関係部署の

連携強化を図る組織として、「秋田県食品安全推進会議」を設置しました。

平成15年10月8日 食品の安全確保と県民が安心できる食生活の確保に向けて、県が推進する施策に県民の

広範な意見を反映させるため、「秋田県食品安全推進委員会」を設置しました。

令和4年4月1日 「秋田県食品安全推進会議」を廃止し、その役割を「秋田県食品安全推進委員会」に設置

する幹事会に移行させるため、諸般の改正を実施しました。

食品安全推進委員会

外部委員会

学識経験者、生産者、食品製造者、流通業者、消費者 等 12名以内で構成

事務局 生活衛生課

役割

- ・食品の安全・安心に関する県の方針や計画、各種施策への提言
- ・ 関係者相互の情報・意見交換による課題抽出
- ・ 各種情報収集や県民意見の聴取窓口
- その他食品の安全確保に関すること

幹事会

庁内連携

健康福祉部:健康づくり推進課長、医務薬事課長

生活環境部:生活衛生課長(幹事長)

農林水產部:農業経済課長、農山村振興課長、水田総合利用課長、畜産振興課長、水産漁港課長

教育庁 :保健体育課長

9課で構成

役割

- ・ 食品の安全に関する総合的な施策・計画の策定
- 食品の安全に関する情報の収集・提供
- ・ 県民意見のまとめと関連施策への反映
- 関係部局間の連携調整と情報の共有
- ・ 国、地方自治体、関係機関等との連携・協力
- 食品安全推進委員会に関する事務

第59表 秋田県食品安全推進委員会及び秋田県食品安全推進会議の開催状況等

(令和7年4月1日現在)

□食品安全推進行政のこれまでの動き

[国]

- ○H13年 国内で牛海綿状脳症(BSE)発生
- ○H15年5月 「食品安全基本法」制定
- ○H15年7月 内閣府「食品安全委員会」設置
- 〇H21年9月 内閣府「消費者庁」設置

【秋田県】

- 〇H15年 7月 「秋田県食品安全推進会議」設置(庁內連携)
- 〇H15年10月 「秋田県食品安全推進委員会」設置
- 〇H16年 3月 「秋田県食品の安全・安心に関する条例」制定(同年4月1日施行)
- ○H16年10月 「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」策定
- 〇H19年12月 「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」一部改訂
- 〇H23年 4月 「第2次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行
- 〇H28年 4月 「第3次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行
- ○H28年 7月 アクションプラン (28~30年度) 策定
- ○R 3年 4月 「第4次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行
- ○R 4年 3月 「秋田県食品安全推進会議」を廃止し、その役割を「秋田県食品安全推 進委員会」へ移行

□ 食品安全推進委員会

- (開催内容) ○「秋田県食品の安全・安心に関する条例」、「秋田県食品の安全・安心に関する 基本計画」、「食品の安全・安心のためのアクションプラン」の制定・改訂に関 する意見、提言
 - 各年度の事業計画・事業実績に関する意見・提言
 - その他、食品安全・安心に関する意見・提言

(開催回数) 年1回開催

□ 食品安全推進委員会 幹事会(庁内連携)

(開催内容) ○ 食品安全に関する施策・計画の制定・改訂に関すること

- 食品安全に関する対応方針・協議に関すること
- 県民意見の施策・事業への反映に関すること
- その他、情報の共有化・連携、協力に関すること

(開催回数) 協議案件発生により招集開催

第60表 秋田県食品安全推進委員会委員名簿

(敬称略、令和7年4月1日現在)

	所 属	職名	氏 名
	J A全農あきた 園芸畜産部	部 長	吉田良
生産者 代表	秋田県漁業協同組合	専務理事	菊 地 智 英
	株式会社 健康米 味楽農場	代表取締役	藤村幸
	秋田米飯給食事業協同組合 食品衛生検査室	課長	鴨田陽子
事業者	株式会社 秋田ニューバイオファーム	代表取締役社長	齋 藤 英 則
代表	株式会社 IMI	代表取締役	タヘ゛ルスキ マイケル
	株式会社 マルダイ	取締役社長	寺 田 朋 和
	(公募委員)		齋 藤 節 子
消費者 代表	(公募委員)		古城祐子
	(公募委員)		鈴 木 香 里
学識	聖霊女子短期大学 生活文化科	教授	熊 谷 昌 則
経験者	秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科 微生物機能グループ	准教授	志 村 洋 一 郎

第61表 食品安全地域懇談会の開催状況

開催地区	開催年月日	開催地/場所	参加人数	テーマ・対象者・内容
	R6.10.18	山瀬小学校	28	
上台	R6.11.7	十和田小学校	42	「手を洗いましょう(正しい手洗い教室)
大館	R6.11.11	尾去沢小学校	12	対象:消費者(小学生、職員)・事業者・行政 内容:食品衛生講習会、手洗い教室、意見交換
	R6.11.21	桂城小学校	41	
	R6.6.4	南鷹巣保育園	27	
	R6.6.13	米内沢保育園	34	
北秋田	R6.6.18	七日市保育園	22	「手洗い体験」 対象:消費者(園児、職員)、事業者、行政
107次四	R6.6.20	阿仁合保育園	17	対象・月頁句 (國元、職員) 、事未有、1) 図 内容:手洗い体験、衛生講習会
	R6.9.18	あいかわ保育園	33	
	R6.11.8	鷹巣中央保育園	16	
				「手洗い教室」
	R6.9.24	能代市浅内 浅内自治会館	9	対象:消費者、事業者、行政
能代				内容:食品衛生講習会、手洗い体験
	R6.10.22	 二ツ井小学校 家庭科室	25	「手洗い教室」 対象:消費者、事業者、行政
	N0.10.22	一 / 开小子仪	25	内容: 手洗い体験
	R6.7.2		66	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		てんのうグリーンマーケッ		「毛沙」、数字(
#wm.eh.eh	R6.8.1	 ト(道の駅てんのう)	52	「手洗い教室」 対象:消費者、事業者、行政
┃秋田中央 ┃	R6.8.9	るーてる学童	51	対象・消貨者、争乗者、1J収 内容:手洗い体験
	R6.11.1	秋田中央保健所	41	P3台・ナルい体歌
	R6.12.12	若竹幼児教育センター	33	
	DC 10 00		1.5	スリーライン懇談会(由利地区)
	R6.10.30	ゆりえもん	15	対象:消費者、事業者、行政中央・州口に第一会日本権・金田本権・金田本権・金田本権・金田本権・金田本権・金田本権・金田本権・金田
				内容:巡回指導、意見交換、食中毒講習、手洗い講習 スリーライン懇談会(本荘地区)
由利本荘	R6.11.6	 由利本荘保健所	18	対象:消費者、事業者、行政
				内容:巡回指導、意見交換、食中毒講習、手洗い講習
		にかほ市観光拠点センター		スリーライン懇談会(象潟地区)
	R6.11.11	にかほっと多目的室	14	対象:消費者、事業者、行政
				内容:巡回指導、意見交換、手洗い講習
		美郷町総合体育館リリオス		「手洗い教室・食品安全検定クイズ」
大仙	R6.10.19-20	(美郷町フェスタ202	164	対象:消費者
		4)		内容:手洗い体験、食品安全検定クイズ、パネル展示、
	R6.4.25	三重保育園	75	リーフレット配布、動画視聴、意見交換 「手洗い教室
横手	R6.11.26	横手北小学校	80	「 于
1央士	R6.11.27	増田小学校	23	対象・消貨者、争乗者、11収 内容:講習、手洗い実践指導、まとめ、意見交換
	R7.1.22	大雄小学校	20	
,e ,c	DC 11 1	*	67	「食中毒予防啓発「手洗い教室」」
湯沢	R6.11.1	道の駅おがち	67	対象:消費者、事業者、行政
	計	26 回	1,025人	内容:手洗い体験、パネル掲示、リーフレット配布、意見交換
	ПI	ᄱ	1,020/	

第62表 食品表示110番受付実績

令和6年度

	食	品表示110		左記以	人外(情報回	付等)	
計	相談	苦情·要望	情報提供	自己申告	計	情報提供	自己申告
696	696	0	0	0	6	6	0

第63表 合同調査件数及び指導件数(秋田市を除く)

	保健所	秋田県合計	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢
	調査件数	35	5	5	4	4	4	4	4	5
Ī	指導件数	533	38	13	38	129	175	58	35	47
	生鮮食品	77	15	2	1	18	32	5	2	2
	加工食品	456	23	11	37	111	143	53	33	45

[※]合同調査は、10月~2月に各保健所ごとに道の駅、直売所等における食品表示の品質事項、衛生事項、 保健事項について生活衛生課、保健所及び生活センター(景品表示法)が合同で実施する調査

狂犬病予防、動物の愛護及び管理

事務事業実施方針(狂犬病予防、動物の愛護及び管理)

県では、環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の見直しを踏まえ、「秋田県動物愛護管理推進計画」を見直し、令和3年10月に「3次計画」を策定した。この計画の基本理念"人と動物が調和しつつ共生する社会の形成"に基づき、業務を推進する。

1 狂犬病予防

市町村及び獣医師会との連携により、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病 予防注射の徹底を指導する。また、狂犬病の予防に関して広く県民へ普及啓発する他、 咬傷事故が発生した際には、迅速に調査を実施し再発防止措置を指導する。

2 動物の愛護及び管理

(1)周辺環境の保全と動物による危害防止

犬猫の適正飼養を推進するため、飼い主に対する普及啓発を行う。 また、犬猫による生活環境被害の防止のため、多頭飼育や無責任な餌やりを行っている者に対する指導・啓発等を行う。

(2)適正譲渡の推進

収容した犬及び猫にできる限り生存の機会を与えるために、動物の譲渡を推進する。また、本事業を介して動物の適正飼養について広く県民に周知する。

(3)動物取扱業、特定動物

令和元年6月1日の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、動物取 扱業に係る飼養管理基準に関する規定及び幼齢の犬猫に係る販売等の制限に関する規定 が定められたため、基準の普及・遵守指導を図る。

また、特定動物による事故が二度と起こらないよう特定動物飼養施設への立ち入り、保管管理の指導を徹底して実施する。

第64表 狂犬病予防業務等実施状況

																			令和	6年度
					登	録	3	伏	況						狙	犬病予防 液	注射状況		返還に3 飼養管	
					登録0)削除		犬	の所在は	也変更	届									
保健所等	登録頭数〈期間末原簿総数〉	登録申請頭数	鑑札再交付数	犬死亡届出件数	保健所からの依頼件数	市町村による消除件数	県外からの移動〈引換え交付〉	県外への移動	管外(県内)からの移動	管外(県内)への移動	管内の移動	計	所有者の氏名・住所変更届	所有者の変更届	集合注射頭数	個別注射頭数	小計	注射済票の再交付数	抑留犬管理件数	飼養管理延日数
大 館	3,759	235	11	310	1	98	41	13	10	25	18	107	13	9	1,172	1,469	2,641	3	5	21
北秋田	1,122	70	4	159		3	10	7	7	5	9	38	10	7	463	478	941	1	2	4
能代	2,518	162	3	194	0	8	8	6	25	17	5	61	12	13	572	1,097	1,669	1	5	20
動物愛護センター	2,837	149	4	226	0	3	14	6	37	21	6	84	13	14	1,497	612	2,109	1	3	41
由利本荘	3,419	230	8	318	0	49	32	11	29	6	16	94	44	18	1,493	1,365	2,858	1	3	5
大 仙	4,309	280	10	409	0	3	39	17	60	23	19	158	15	7	1,824	1,595	3,419	1	9	32
横手	2,438	151	1	187	0	0	13	11	16	9	19	68	9	1	920	849	1,769	1	0	0
湯沢	1,235	77	2	174	1	6	11	5	13	7	1	37	6	4	782	375	1,157	0	0	0
合 計	21,637	1,354	43	1,977	2	170	168	76	197	113	93	647	122	73	8,723	7,840	16,563	9	27	123
前年度	22,442	1,397	38	2,094	0	225	221	95	180	135	93	724	107	94	8,959	8,074	17,033	18	21	91
秋田市 (参考)	11,520	916	14	926		216	206	255		/	358	819			3,869	5,475	9,344	6	2	5

第65表 犬による咬傷事故状況

					被領	害者				咬偷	易事	故被	害者	Ť				咬· 発生	傷事 : 時間			発	生時	傷事 りに の状	おけ	る		発生	:時(事故 こお! の状	ける		D		事故の状	:後σ :況)	咬付の	第事 生場	故
			咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	飼い主・家族	その他	京覧の者	対り	4	N P E	Ė	学生	Ó	そ D 也		! †	9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等に係留中	係留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	しようとし	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引き取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等の周辺	公共の場所	その他
_	<u> </u>						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																								
	食	登録	24	24	1	23		1		2			15	6	15	9	8	6	5	3	2	7	7	7		3	5		7	8	1	3			24			9	8	7
館に大	し 引 い た	大 主 未 登 録																																						
		飼い主不明																																						
	一 (放浪犬)	野 犬																																						
	Ē	+	24	24	1	23	0	1	0	2	0	0	15	6	15	9	8	6	5	3	2	7	7	7	0	3	5	0	7	8	1	3	0	0	24	0	0	9	8	7
	前年度		26	26	0	27	1	0	0	0	0	0	16	10	14	9	4	10	2	8	1	8	6	6	0	6	3	0	7	14	0	2	0	1	23	0	2	5	13	8
	(参考)	秋田市	2	2		2								2		2		1		1			2				2								2				2	

^{※「}咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

第66表 犬猫の苦情届出・相談状況(総括)

				令和6年度			令和5年度	
			合計	県	市	合計	県	市
		放し飼い	68	53	15	80	58	22
		鳴き声	21	11	10	30	22	8
		脱糞	29	8	21	30	11	19
	苦情	その他	35	27	8	40	29	11
	•	苦情計	153	99	54	180	120	60
	被害	咬傷被害	26	24	2	39	24	15
		家畜、農地庭等の被害	3	2	1	8	5	3
犬		その他	3	1	2	4	4	
		被害計	32	27	5	51	33	18
		紛失∙保護	117	100	17	170	144	26
		引取	62	44	18	86	69	17
	相	譲渡	66	63	3	124	121	3
	談	飼い方	39	30	9	28	26	2
		その他	90	78	12	116	100	16
		相談計	374	315	59	524	460	64
		家畜、農地庭等の被害	34	30	4	35	30	5
		鳴き声	27	24	3	19	16	3
	苦	脱糞	161	98	63	120	88	32
	苦情	餌やり	93	57	36	89	60	29
	被	子猫の出産	90	45	45	106	63	43
	害	多頭飼育	46	34	12	44	42	2
		その他	72	59	13	74	70	4
		苦情計	523	347	176	487	369	118
猫		紛失∙保護	318	196	122	331	236	95
		引取	256	227	29	281	251	30
		譲渡	281	270	11	350	340	10
		飼い方	50	48	2	27	23	4
	相談	飼い主不明猫収容	324	236	88	373	268	105
		餌やり	26	26		21	20	1
		多頭飼育	22	22		144	140	4
		その他	401	323	78	412	312	100
		相談計	1,678	1,348	330	1,939	1,590	349

[※] 斜線部は集計をとっておらず、実績がわからないもの。

第67表 犬に関する苦情の届出状況

第68表 犬に関する相談受理状況

令和6年度

保健所等	相談受理件数	計	引取り申請等	養継続・飼養継続) 犬引取り申請等のうち(飼	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	死亡犬	その他
大 館	42	42	11			1	5	10	10	1	4
北秋田	11	11	4	(4)			1	3	3		
能代	20	20	1					6	9	1	3
動物愛護センター	136	146	17		9	21	53	16	1	4	25
由利本荘	18	18	3	(2)	1	4		7	2		1
大 仙	41	44	5	(1)	12	1		14	8		4
横手	15	23	1	(1)	6	2	2	2	6		4
湯 沢	11	11	2		1	1	2	3			2
合 計	294	315	44	(8)	29	30	63	61	39	6	43
前年度	433	460	69	(16)	27	26	121	82	62	4	69
秋田市(参考)	59	59	18	12	7	9	3	13	4		5

				引耳	取り・4	マ容						苦		情						f	同い方	相談等	Ť		
保健所等	∄ †	小計	引取り相談	した件数(再掲)引取り拒否、飼養継続等を指導	飼い主不明猫収容	(再掲) 引取り拒否、指導等をした件数	負傷・死亡猫収容	その他	小 計	鳴き声	糞尿・悪臭等	家畜・ペッ ト等の被害	農地・庭園等の被害	餌やり	子猫の出産	多頭飼育	その他	小計	飼い方	紛失・保護	忌避・防除	譲渡	餌やり	多頭飼育	その他
大 館	117	50	21	4	1	1	5	23	75	3	23		8	12	10	6	13	38	2	16	2	4	2	1	11
北秋田	100	72	27	13	40	33	3	2	9		5			2			2	24		12		1	2	5	4
能代	54	19	6		4	2	6	3	37	1	9		2	7	4	7	7	21	2	15				4	
動物愛護センター	722	287	80	46	139	48	48	20	81	13	20		3	16	5	11	13	421	29	42	4	255	2	2	87
由利本荘	60	24	8	6	4	1	9	3	26		7	1	4	4	1	5	4	34	4	16		4	3	3	4
大 仙	198	104	40	2	18		7	39	48	3	12		3	8	12	2	8	74	8	35	2	1	8	1	19
横手	93	58	27	12	26	34	4	1	50	3	13	1	5	7	12	2	7	56	1	33		1	8	4	9
湯沢	74	26	18	3	4	1	2	2	21	1	9	1	2	1	1	1	5	40	2	27		4	1	2	4
合 計	1,695	640	227	86	236	120	84	93	347	24	98	3	27	57	45	34	59	708	48	196	8	270	26	22	138
前年度	1,826	684	251	83	268	102	92	68	369	16	88	2	28	60	63	42	70	773	23	236	7	340	20	7	140
秋田市 (参考)	508	164	29	11	88	76	47		178	3	65		4	36	45	12	13	166	2	122	16	11			15

第70表 犬猫の引取り・処分の実施状況(総括)

				令和6年度			令和5年度	
			合計	県	市	合計	県	市
	ılπ	捕獲•拾得	47	42	5	44	37	7
	収容	引取り・91日以上	19	13	6	21	17	4
	容事由	引取り・90日以内	0			9	9	
	1	抑留頭数計	66	55	11	74	63	11
		返還	29	27	2	23	19	4
		譲渡	46	39	7	68	64	4
犬		譲渡不適切処分*1	2	1	1	6	3	3
	処八	成がなり、心のりだりが	0			0		
	分等の	殺処分*2	1		1	5	5	
	の内	A 文を7] **2	0			0		
	容	引取後死亡	1	1		3	2	1
		71400000	0			0		
		その他	0			0		
		処分頭数計	79	68	11	105	93	12
		拾得•91日以上	25	22	3	12	8	4
	ılπ	拾得•90日以内	148	109	39	217	142	75
	収容事	負傷	61	29	32	82	60	22
	事由	引取り・91日以上	253	237	16	226	214	12
	I	引取り・90日以内	73	73		86	86	
		抑留頭数計	560	470	90	623	510	113
		返還	2	2		5	2	3
猫		譲渡	294	237	57	385	316	69
畑		譲渡不適切処分*1	206	194	12	114	106	8
	処八	議場 対 対 対 大 対 本	(15)	(31)	(3)	(15)	(14)	(1)
	処分等の	教処分*2	29	20	9	102	81	21
	の内	校処万+2	(2)	(0)	(2)	(30)	(21)	(9)
	容	引取後死亡	32	18	14	55	28	27
		<u> </u>	(24)	(16)	(8)	(38)	(18)	(20)
		その他	1		1	0		
		処分頭数計	564	471	93	661	533	128

^{*1 *1} 治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等譲渡することが適切でないもの

^{*2 *2} 譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難なもの

^{※ ※ ()}内は90日以内の頭数の内数

第71表 犬の引取り事務等

令和6年度

			抑	留	状 :	況				10,	1分状	湿					行司	6 世	置等			令和6	殺
			141	引き取						74	2/1/1/	<i>)</i> ,,					ע נוך	X 18	旦寸			采	权
保健所等	捕獲頭数	負傷犬(捕獲頭数の内数)	動愛法35条第3項の拾得	申請件数	生後91日以上	数 生後91日未満	合計(頭数)	飼い主返還	負傷犬(飼い主返還の内数)	動物愛護センターへの移送	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	実施地区	頭数
大館	3	1	3	3	3		9	5		4				9		1	5			5	14		
北 秋 田	4						4	2		2				4						3			
能代	12			2	8		20	5		15				20						1			
センター	4	1					4	3	1		2	39	1	44			1			1	8		
由利本荘	4			1	1		5	3		2				5		5	5			3	3		
大仙	10						10	9		1				10			15			12	1		
—— 横 手	2						2			1				1									
湯沢				1	1		1			1				1						2			
合計	39	2	3	7	13	0	55	27	1	26	2	39	1	94	0	6	26	0	0	27	26	0	0
前年度	37	1	0	19	17	9	63	19	0	76	8	64	0	167	0	8	15	3	0	21	7	0	0
(参考)	5			6	6		11	2			2	7		11			3						

R5→R6へ17頭繰り越し(動物愛護センター17頭) R6→R7へ4頭繰り越し(動物愛護センター3頭、横手1頭)

第72表 猫の引取り事務等

令和6年度

		保健所等	北秋田	動物愛護センター	大 仙	合 計	前年度	秋田市
		申請件数	11	24	100	135	134	6
猫引取り		生後91日以上の猫の匹数	45	99	93	237	214	16
申請	内訳	生後90日以内の猫の匹数	12	40	21	73	86	
		匹数計	57	139	114	310	300	16
		収容・措置依頼件数	7	60	16	83	113	49
		生後91日以上(推定含む) の猫の匹数	3	15	4	22	8	3
拾得等に よる収容		生後90日以内(推定含む) の猫の匹数	15	59	35	109	142	39
	内 訳	負傷猫の匹数(年齢問わず)		29		29	60	32
		匹 数 計	18	103	39	160	210	74
移送状況		動物愛護センターへの移送	74		152	226	300	
		返還	1		1	2	2	
		譲渡		237		237	316	57
		譲渡不適切処分		194		194	106	12
処分状況	内 訳	殺 処 分		20		20	81	9
		引取後死亡		18		18	28	14
		その他						1
		匹 数 計	1	469	1	471	533	93

^{*}R5→R6へ 14匹繰り越し(動物愛護センター14匹)

^{*}R6→R7へ 13匹繰り越し(動物愛護センター13匹)

猫の引き取り申請受理は、平成9年度から実施。

第73表 第一種動物取扱業施設数

令和6年度

			期末総数	新規登録	登録更新	事項変更	廃止
ŝ	第一	種動物取扱業事業所数	358	42	31	39	52
		販売	179	16	12	26	25
<u> </u>		販売のうち犬猫等販売業	144	14	8	19	20
登録業種内訳(犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	111	5	5	6	12
種内	保管		214	18	24	34	17
	学出し		44	2	5	7	4
重複有り)		訓練	29	4	5	3	5
申り)		展示	73	18	7	20	22
		競りあっせん業					
	譲受飼養		4	2			2
		内訳計	543	60	53	90	75
		前 年 度	558	64	64	86	64

第74表 第二種動物取扱業施設数

		期末総数	新規届出	事項変更	廃止
	二種動物取扱業事業所数	8	1		
届出業	譲渡し	6			
業種内	保管	3			
訳(貸出し	1			
重 複 有	訓練	2			
(C)	展示	4	1		
	内訳計	16	1	0	0
	前 年 度	15	7	0	0

[※] 改正動物の愛護及び管理に関する法律(平成25年9月1日施行)に基づく件数を計上

第75表 特定動物の飼養許可等の状況

令和6年度

	±	許	可	±-=	廃	止		_L 7.1/-			1# œ	=	
施設	事業所 数	新規	変更	事項 変更	廃止届出	有効期間 満了(新規 許可取得)	不許可	立入施 設数	立入 件数	指導	措置 命令	許可 取消	告発
48	9	8	2	1	3	3		41	89				

第76表 動物取扱業者の立入指導状況

									和6年度
		立入施設数	立入件数	指導	勧告	措置 命令	停止 命令	登録 取消	告発
第一	種動物取扱業	163	214	7	7				
	販売	93	126	6	3				
_	販売のうち犬猫等販売業	74	105	6	2				
登 録 **	犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	51	65	1	2				
登 録 業 種 内	保管	88	105	1	4				
訳	貸出し	27	35		1				
重複有り)	訓練	15	17		2				
有 り)	展示	46	71	3	3				
	競りあっせん業								
	譲受飼養	3	3						
	内訳計	272	357	10	9	0	0	0	0
第二	種動物取扱業	5	5						
届 出 業 種	譲渡し	5	8						
業 種 内	保管	2	4						
内訳(貸出し							/	
重複有り)	訓練	1	1						
ij)	展示	1	1						
	内訳計	9	14	0	0	0	/		0

水 道

事務事業実施方針(水道)

1 水道施設の整備

市町村が実施する水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図るため、国庫補助事業の活用等、市町村への指導監督を行う。

2 水道施設の維持管理の強化

- 1) 水道事業者に対し、「秋田県水質管理計画」に基づく水質監視の実施を指導する。
- 2) 水道施設の維持管理の徹底を図るため、水道週間を中心として水道事業者等の立入検査を実施する。
- 3) 飲用井戸設置者に対し、町村と連携して「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく衛生指導を行う。

また、地下水質の悪い地域を把握した場合等には、市町村に対して水道整備等の必要な措置をとるよう指導する。

3 水道整備計画の推進

県では令和2年度末に秋田県水道ビジョンを改訂し、市町村においても「水道事業ビジョン」を県内全25市町村で策定済。策定済の各市町村では、ビジョンに掲げた施策(経営基盤の強化や老朽化対策の実施など)の実現に向け、国庫補助事業等を計画的に策実施している。

さらに、令和4年度末に秋田県水道広域化推進プランを策定し、現状分析・将来推計や広域連携シミュレーションなどを通じ、市町村の区域を超えた多様な広域連携を推進している。

また、県内各市町村の水道事業における水道供給の枠組みの再構築・広域化を指導する。

- (参考)

各種国庫補助事業の活用状況(令和6年度)

a)防災·安全交付金

水道施設の耐震化や老朽化対策、広域連携に関する経費に対する補助(令和6年度から生活基盤施設耐震化等交付金が当該交付金へ統合)

- ・水道施設再編推進事業 1市 1事業
- b)水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

水道事業の用に供するダム等の水道水源開発や、水道原水水質改善のため高度な 処理を行う浄水施設整備に対する補助

·水道水源開発等施設整備費 3市 3事業

c)生活基盤施設耐震化等交付金事業

水道施設の耐震化や老朽化対策、広域連携に関する経費に対する補助

・飛地地区	1市	2事業
· 給水区域内無水源	1市	1 事業
· 水管橋耐震化等事業	1市	1 事業
・基幹改良	1村	1事業
・基幹水道構造物耐震化	1市	1事業
· 重要給水施設配水管	1市	1事業
· 老朽管更新事業	2市	2事業
• 水道管路緊急改善事業	7 市町	9事業

第77表 水道の種類別による給水人口及び普及率の推移

各年度とも3月31日現在

															1 もろ月31日現任			
種 類 \	行政区域		上水道		簡 易 水 道		専 用 水 道		小 計	普 及 率 ~ %	<u>₹</u>		小 規 模 水 道		合計			
度	内総人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	笛所	給水人口	箇所	給水人口	秋田県	全国平均	箇所	給水人口	箇所	給水人口			
5	1, 211, 202	34	740, 129	516	271, 286	17	4, 825	567	1, 016, 240	83. 9	95. 3	318	18, 440	885	1, 034, 680			
6	1, 210, 331	35	749, 602	506	266, 420	17	5, 028	558	1, 021, 050	84. 4	95. 5	308	17, 555	866	1, 038, 605			
7	1, 207, 232	35	751, 937	506	268, 156	17	3, 541	558	1, 023, 634	84. 8	95. 8	305	17, 360	863	1, 040, 994			
8	1, 203, 873	35	755, 366	503	266, 844	20	3, 540	558	1, 025, 750	85. 2	96	301	17, 107	859	1, 042, 857			
9	1, 199, 500	35	761, 372	496	266, 307	20	3, 537	551	1, 031, 216	86	96. 1	297	16, 581	848	1, 047, 797			
10	1, 194, 696	36	765, 057	489	263, 885	20	3, 697	545	1, 032, 639	86. 4	96. 3	284	15, 603	829	1, 048, 242			
11	1, 189, 262	36	772, 979	476	262, 639	14	3, 623	526	1, 039, 241	87. 4	96. 4	265	14, 386	791	1, 053, 627			
12	1, 181, 030	36	799, 054	402	236, 399	9	2, 198	447	1, 037, 651	87. 9	96. 6	229	12, 044	676	1, 049, 695			
13	1, 175, 452	36	805, 394	342	225, 078	9	2, 117	387	1, 032, 589	87. 8	96. 7	206	10, 772	593	1, 043, 361			
14	1, 167, 745	39	816, 217	314	205, 415	95	5, 088	448	1, 026, 720	87. 9	96.8	164	8, 565	612	1, 035, 285			
15	1, 159, 820	39	818, 190	293	200, 076	97	4, 339	429	1, 022, 605	88. 2	96. 9	161	8, 434	590	1, 031, 039			
16	1, 150, 438	34	820, 455	262	193, 608	105	7, 766	401	1, 021, 829	88. 8	97. 1	161	8, 584	562	1, 030, 413			
17	1, 136, 927	26	814, 992	256	193, 188	105	7, 093	387	1, 015, 273	89. 3	97. 2	154	7, 896	541	1, 023, 169			
18	1, 125, 222	24	827, 285	242	173, 341	102	6, 291	368	1, 006, 917	89. 5	97. 3	152	7, 796	520	1, 014, 713			
19	1, 112, 188	24	820, 194	239	171, 310	101	6, 559	364	998, 063	89. 7	97. 4	151	7, 650	515	1, 005, 713			
20	1, 099, 832	24	832, 687	212	149, 379	96	6, 990	332	989, 056	89. 9	97. 5	136	6, 611	468	995, 667			
21	1, 089, 375	22	831, 703	202	144, 551	93	8, 693	317	984, 947	90. 4	97. 5	110	5, 043	427	989, 990			
22	1, 078, 901	22	827, 617	195	140, 560	92	5, 243	309	973, 420	90. 2	97. 5	108	4, 910	417	978, 330			
23	1, 066, 010	22	820, 044	194	137, 464	93	5, 503	309	963, 011	90. 3	97. 6	110	5, 028	419	968, 039			
24	1, 053, 012	23	818, 860	182	130, 516	93	4, 157	298	953, 533	90. 6	97. 7	109	4, 846	407	958, 379			
25	1, 041, 789	23	811, 885	182	129, 439	92	3, 892	297	945, 216	90. 7	97. 7	106	4, 725	403	949, 941			
26	1, 026, 835	23	803, 174	178	126, 841	93	3, 839	294	933, 854	90. 9	97. 8	105	4, 552	399	938, 406			
27	1, 013, 528	23	797, 264	176	124, 560	95	3, 864	293	925, 688	91. 3	97. 9	100	4, 323	394	930, 011			
28	999, 203	22	832, 580	122	74, 858	95	3, 624	293	911, 062	91. 2	97. 9	95	4, 171	334	915, 233			
29	984, 474	22	824, 985	109	71, 253	93	3, 512	224	899, 750	91. 4	98	94	4, 104	318	903, 854			
30	970, 154	22	816, 227	105	69, 478	90	3, 447	217	889, 152	91. 7	98	95	4, 176	312	893, 328			
R元	956, 004	22	805, 353	105	68, 187	92	3, 295	219	876, 835	91. 7	98. 1	89	3, 900	308	880, 735			
R2	942, 190	22	795, 608	105	66, 126	88	3, 251	215	864, 985	91.8	98. 1	89	3, 770	304	868, 755			
R3	934, 919	22	794, 253	104	62, 169	87	3, 037	213	859, 459	91.9	98. 2	87	3, 524	300	862, 983			
R4	918, 387	22	782, 136	103	60, 624	86	2, 998	211	845, 758	92. 1	98. 3	86	3, 435	297	849, 193			
R5	904, 359	22	767, 799	99	59, 664	87	2, 849	208	830, 312	91.8	98. 2	86	3, 391	294	833, 703			

第78表 簡易専用水道施設数(保健所・中核市・権限移譲市町村)

/	保健所·市町村施設	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘		横手	湯沢	計	秋田市	鹿角市	大館市	小坂町	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	八峰町	三種町	男鹿市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	由利本荘市	にかほ市	大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村	合計	前年度合計
	1 0 ㎡ 超~20				1				$\sqrt{}$	1	219	17	41	2	16	4	28	1	3	5	17	10	6	2	/		36	9	32	14	5	39	17	7	0	531	529
	2 0 ㎡ 超				4					4	304	16	40	3	10	0	35	0	0	6	19	10	3	0	/	1	38	13	26	17	2	46	22	7	2	624	622
	計	/		V	5	/	1/	1/	1/	5	523	33	81	5	26	4	63	1	3	11	36	20	9	2	$\overline{\ }$	1	74	22	58	31	7	85	39	14	2	1155	1152

第79表 水道施設別監視指導件数(保健所・中核市・権限移譲市町村)

																																			(令	和6年度)
保健所·市町村施設	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	ā l	秋田市	鹿角市	大館市	小坂町	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	八峰町	三種町	男鹿市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	由利本荘市	にかほ市	大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村	合計	前年度合計
上水道	1	0	0	0	0	0	(0	- 1		u	u	u	$\overline{}$	u	$\overline{}$	abla	abla	\nearrow	otag	$\overline{\ }$	otro otherwise	$\overline{\ \ }$	\nearrow	$\overline{}$	\nearrow	\nearrow	$\overline{\ \ }$	$ egthinspace{-2mm}$	$ egthinspace{-2mm}$	\nearrow	otro otherwise	$\overline{\ \ }$	abla	1	2
簡易水道	8	7	8	1	0	10	(2	36		$\overline{}$	$\overline{\ \ }$	abla		abla		$\overline{\ \ }$	$\overline{\ \ }$		\backslash		$\overline{}$		\nearrow	/	\nearrow	/		\nearrow	$\overline{\ \ }$	/	$\overline{\ \ }$		\setminus	36	42
小規模水道	11	$\overline{\ \ }$	21	0	1	u	abla	u	33	2	otruge	8	0	0	0	$\overline{\ \ }$	$\overline{\mathcal{L}}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\nearrow	0	0	0	0	0	6	0	49	73
専用水道		$\overline{}$	1	0	0		$\overline{}$	∇	1	13	0	0	0	0	0	0	$\overline{\ \ }$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	20	23
簡易専用水道	\overline{Z}	\overline{Z}	otag	0	0		abla	abla	0	1	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	$\overline{}$	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	5	11
ā†	20	7	30	- 1	1	10	0) 2	71	16	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	6	0	111	192

第80表 水道整備国庫補助金年度別推移

														(単位:千円
年度	H27	H28	H28(国の 2次補正)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R5(国の 1次補正)	R6	R6(国の 1次補正)	R7(内示)
【簡易水道等施設素	整備費国庫補	助金】												
事業数	27件	14件	8件	12件	4件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	01
(市町村数)	15	7	4	8	4	0	0	0	0	1	0	0	0	(
補助金額	1,266,535	229,522	357,245	452,830	189,703	0	0	0	0	83,943	0	0	0	(
【水道水源開発等加	施設整備費国	庫補助金】												
事業数	2件	2件	0件	2件	2件	3件	5件	3件	3件	4件	0件	3件	0件	64
(市町村数)	2	2	0	2	2	3	4	3	3	3	0	3	0	4
補助金額	3,380	9,329	0	10,669	10,773	31,349	90,889	73,240	135,179	312,509	0	90,648	0	222,649
生活基盤施設耐煙	雲化等交付金	È]												
事業数	20件	32件	0件	12件	13件	17件	17件	17件	18件	18件	6件	13件		
(市町村数)	13	15	0	6	7	12	12	11	10	11	5	8		
補助金額	537,323	1,674,816	0	371,345	555,729	704,347	907,696	567,339	723,283	1,051,696	518,732	318,542		
【防災・安全交付金	1													
事業数		//	//		/				//	/		1件	10件	121
(市町村数)			//						/			1	7	8
補助金額												162,004	478,386	224,518
【合 計】	,			-				-						<u>(単位:千円</u>
事業数	29件	48件	8件	26件	19件	20件	22件	20件	21件	23件	6件	17件	0件	<u>18</u>
(市町村数)	20	20	19	4	12	12	13	11	12	13	5	12	7	15
	1,807,238	1,913,667	357,245	834,844	756,205	735,696	998,585	640,579	858,462	1,448,148	518,732	571,194	478,386	447,167

														(単位:千円)
年度	H27	H28	H28(国の 2次補正)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R5(国の 1次補正)	R6	<u>R6(国の</u> 1次補正)	R7(内示)
【水道施設災害復	日事業費国庫	補助金】※四	享生労働省所	管										
事業数	0件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	1件	0件	0件
(市町村数)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4	0	1		
補助金額	0	0	0	16,619	5,794	0	0	0	0	108,856	0	24,471		
				※翌年繰越						※うち97,471繰越(男鹿市1、八		※R5発生(男鹿 市)R6交付決定		(単位:千円)
年度	H27	H28	H28(国の 2次補正)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R5(国の 1次補正)	R6	R6(国の 1次補正)	R7(内示)
【河川等災害復旧	事業費補助金	】※国土交迫	通省所管											
事業数	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	0件	1件	1件
(市町村数)												0	1	1
補助金額												0	18,607	<u>5,205</u>
													上小阿仁村	にかほ市

◎令和7年度の分析

<市町村事業量>防災・安全交付金については、R7要望は約5割の内示。前年の追加要望や不用額の多寡により配分額を決定している。これを受けて殆どの事業体は、内示に併せて事業量を調整すると思われる。10割内示である追加補正にむけて残事業を要望していく。

◎令和6年度までの特徴・分析

- ・令和6年度は国土交通省に移管され、内示割れ約8割 追加補正では10割内示を確約されている。
- <内示割れ→満額内示>平成28年度は補助金が約5割、交付金が約6.5割、平成29年度は交付金が約7.5割、平成30~31年度は10割内示、
- <事業内容>これまでの普及促進から維持管理へシフトし、老朽管更新事業等の生活基盤施設耐震化等交付金事業が主となってきている。
- <過去の減額理由>平成28年度から平成29年度の大きな減額は、簡易水道統合関連の補助事業がほぼ完了したことによる。

◎過去の委員会等での質問

- Q:県予算にある事業要望以外の市町村は水道整備をどうしているのか。〔平成28年2月議会 小田委員〕
- A:従来の補助制度を使って年次計画の中で整備をしている市町村もある。補助制度については県から随時情報提供している。
- Q:この事業の実施により、全県で水道耐震化がされるということか。(平成28年6月議会 小原委員)
- A:各市町村はそれぞれの計画に基づいて水道事業を進めており、本事業は交付金対象となる事業として、市町村から要望されたもの。 対象外の市町村でも、今後計画しているところもある。補助事業等の活用を促しながら県全体の耐震化を着実に進めていきたい。